

# かしわら 男女共同参画プラン

令和7(2025)年3月

柏原市



## はじめに

男女共同参画社会の実現・女性活躍の推進は、すべての人が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できる環境を整えるため、社会全体で取り組むべき最重要課題です。



本市では、1995（平成 7）年に「かしわら女性プラン」、2005（平成 17）年には「男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず自分らしくのびやかにいきいきと暮らせる社会づくり」を基本理念とした第 2 期「かしわら男女共同参画プラン」を策定し、男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず活躍できる社会づくりを推進してきました。2006（平成 18）年には「柏原市男女共同参画推進条例」を制定し、その指針のもと様々な施策を展開。さらに、2015（平成 27）年には第 2 期計画の理念を引き継ぎ、第 3 期プランを策定しました。

しかし、依然として社会制度や慣習の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。また、近年の SNS の普及により、誤った情報が拡散されやすくなり、社会の意識改革を妨げる要因にもなっています。

こうした状況を踏まえ、この度、第 3 期「かしわら男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、2034（令和 16）年度を目標とする第 4 期「かしわら男女共同参画プラン」を策定いたしました。策定のための基礎資料とするため、2023（令和 5）年に実施しました市民意識調査により市民の皆様から幅広い意見を聴き、その反映に努めるとともに、現行計画の進捗状況、また本市における現状と課題を踏まえ、男女共同参画の実現に向けた基本目標を設定いたしました。

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体・関係機関の皆様と連携・協働し、取り組むことが必要であり、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました柏原市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

2025(令和7)年3月

柏原市長 富宅 正浩



## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置づけと期間 ..... 5
- 3 計画の策定方法 ..... 6

### 第2章 計画のめざす方向

- 1 柏原市の現状と課題 ..... 7
- 2 計画の基本的な考え方 ..... 29

### 第3章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するための意識づくり ..... 33
- 基本目標Ⅱ 働き方の見直しと仕事と生活の調和の推進 ..... 36
- 基本目標Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶 ..... 41
- 基本目標Ⅳ あらゆる場面における男女共同参画の推進 ..... 45

### 第4章 計画の推進

- 1 推進体制 ..... 48
- 2 進行管理 ..... 49

### 参考資料

- 1 用語の解説 ..... 52
- 2 関連法令等 ..... 55
- 3 策定体制 ..... 73



# 第1章 計画の策定にあたって

## I 計画策定の背景と趣旨

### (I) 計画策定の背景

#### ① 世界の動き

近年の世界の動きとしては、平成27(2015)年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12(2030)年までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が公表されました。

SDGsは、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されており、その一つ、目標5には「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う」という目標が掲げられています。

令和6(2024)年6月、国際的な研究組織「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」（SDSN）は、世界各国のSDGsの達成度を評価した「Sustainable Development Report」（持続可能な開発目標報告書）の2024年版を発表し、その中で日本のSDGs達成度は167か国中18位とされています。しかし、17の目標のうち、国会議員の女性比率の低さや男女の賃金格差を背景に、目標5のジェンダー平等を含む五つの目標に対し「深刻な課題がある」との評価となっています。

また、令和6(2024)年に世界経済フォーラムが公表した各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成）では、日本は146か国中118位であり、前年の125位から7つ順位を上げていますが、政治・経済分野での低迷が続いています。

## ② 国の動き

近年の国の動きとしては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、めざすべき社会として「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が示されました。

法制度面では、令和4(2022)年7月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に関する制度改正が行われ、従業員301人以上の事業主に対し、女性の活躍に関する情報として「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務付けられました。また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は数次にわたる改正が行われ、男性の育児休業取得促進に向けた制度の創設、子育て中の従業員の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や子育て・介護と仕事の両立に関する個別の意向聴取の義務化、子の看護休暇の見直し等が盛り込まれました。

令和6(2024)年4月には、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性を支援するための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されています。同月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」も改正され、保護する対象を身体的暴力だけでなく、精神的暴力まで拡大するとともに、国が定める基本方針および都道府県が定める基本プランに、被害者の自立支援のための施策や国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力について記載することとされました。

### ③ 大阪府の動き

大阪府においては、平成13(2001)年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、5年ごとの改定を経ながら、男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、少子高齢化の一層の進展、不安定な雇用情勢、単独世帯や高齢世帯の増加など、社会経済情勢は大きく変化しています。このような情勢の変化およびこれまでの計画の進捗状況や国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、大阪府では、大阪府男女共同参画審議会の答申（令和2(2020)年8月）に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（2021～2025）」を策定しました。

また、令和6(2024)年3月には、大阪府における困難な問題を抱える女性の福祉の増進および自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため、「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されています。

## (2) 計画策定の目的

柏原市では、平成17(2005)年には「男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず自分らしく、のびやかにいきいきと暮らせる社会づくり」を基本理念とした第2期「かしわら男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成18(2006)年には男女共同参画をめざす指針として「柏原市男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、平成27(2015)年には、男女共同参画の推進を阻害するさまざまな課題に対応するため、「柏原市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果等に基づき、「第3期かしわら男女共同参画プラン」（以下、「前プラン」とします。）を策定し、男女共同参画の推進に向けたさまざまな施策を展開してきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、国、大阪府、本市ともにさまざまな施策を進めていますが、少子高齢化の進展、家庭環境や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化に伴って、男女共同参画を推進する上で考えなければならない課題は依然として多くあります。また、それらの課題に対応していくためにも、あらゆる分野における女性の活躍が強く求められており、「女性活躍推進法」においても、市町村による女性の職業生活における活躍についての推進計画策定が努力義務とされています。

また、令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化の懸念を顕在化させるとともに、雇用や所得などにおいて、特に女性に対して大きな影響をもたらしたことから、男女間の暴力やハラスメントの根絶を推進し、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消する男女共同参画の重要性が一層高まっています。

前プランの計画期間が令和6(2024)年度をもって終期を迎えるにあたり、社会経済情勢や市民意識の変化等を踏まえ、本市における男女共同参画社会の形成を更に推進するために、「第4期かしわら男女共同参画プラン」を策定します。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、柏原市男女共同参画推進条例第9条に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」となるものです。また、DV防止法に基づく「市町村基本プラン」、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」、女性支援新法に基づく「市町村基本プラン」にあたる内容を包含しています。

プランは、国・大阪府の基本的な方向性に則るとともに、第5次柏原市総合計画、関連計画等との整合を図りながら策定しています。

### (2) 計画の性格

本プランは、男女共同参画社会の実現をめざす総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしています。プランで定める内容には、男女共同参画社会の実現に直接的に関係するもののほか、その実現を円滑に進める社会的条件の整備や環境づくりに関するものも含んでいます。

また、本市が主体的に実施する事業を中心としていますが、国や府、その他関係機関との連携や市民・事業者の参画・協力により推進していく施策も含んでいます。

### (3) 計画の期間

本プランの計画期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。また、策定後5年を目途に中間評価を行い、必要に応じて国や大阪府の動向等を反映した見直しを行うこととします。

## 3 計画の策定方法

---

### (1) 計画策定組織

市民、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される柏原市男女共同参画審議会において計画案を審議しました。

### (2) 計画の評価検証

前プランの各施策・事業などの評価について、庁内の担当部署などを通じて施策・事業の確認、自己評価の取りまとめを行い、柏原市男女共同参画審議会において進行状況を検証・評価し、本プランに反映しました。

### (3) 市民意識調査

計画の策定にあたり、男女共同参画に関する意識や課題を明らかにすることを目的に、令和5(2023)年11月24日から令和5(2023)年12月22日までの期間、本市在住の18歳以上の市民を対象に市民意識調査を実施し、策定の基礎資料としました。

### (4) パブリックコメント

本プランに対し、市民から広く意見を反映するため、令和7(2025)年1月14日から1月28日までパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 計画のめざす方向

### I 柏原市の現状と課題

#### (1) 統計データからみる柏原市の状況

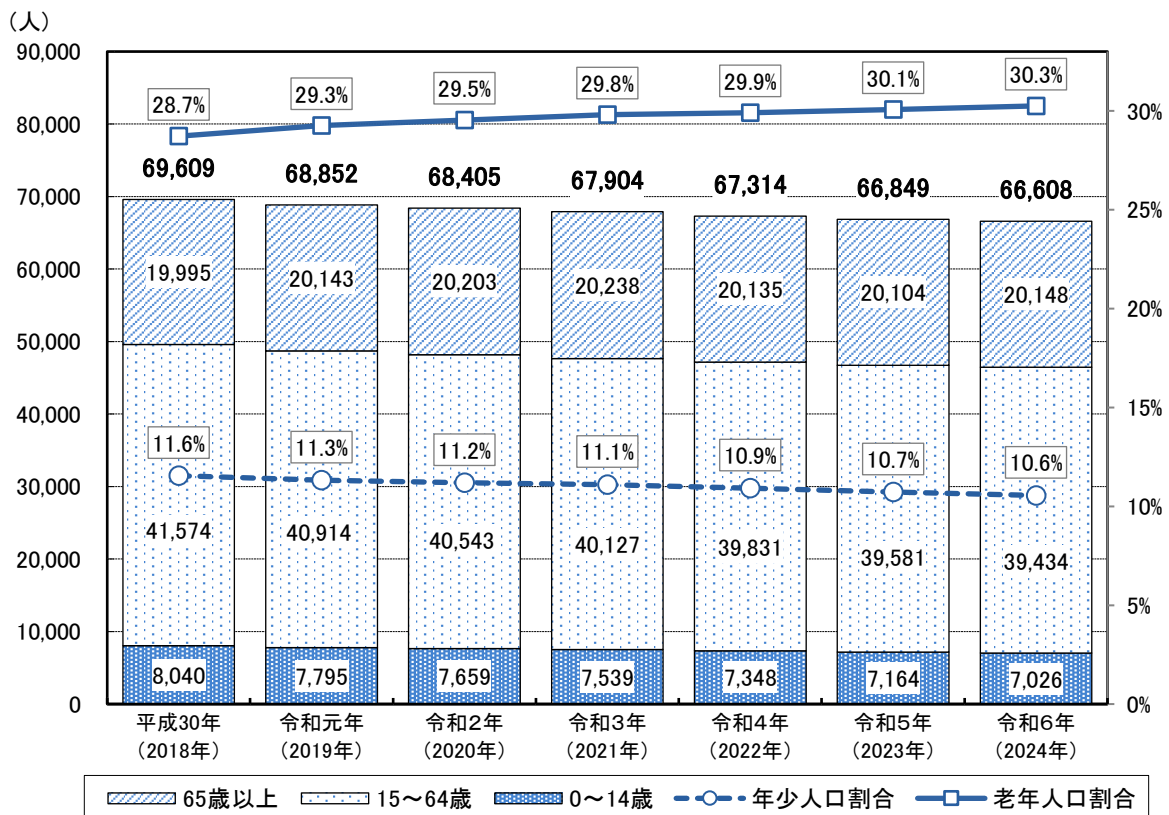
##### ① 人口・世帯

本市の人口総数は年々減少を続け、令和6(2024)年9月には66,608人（住民基本台帳人口）となっています。

0～14歳の年少人口についても、毎年減少を続け、令和6(2024)年には7,026人、全人口の10.6%となるなど、少子化が進んでいます。

一方で65歳以上の老年人口は令和3(2021)年の20,238人をピークに横ばい状態となっていますが、全人口に占める割合（高齢化率）は年々上昇し、令和6(2024)年では30.3%と高齢化が進んでいます。

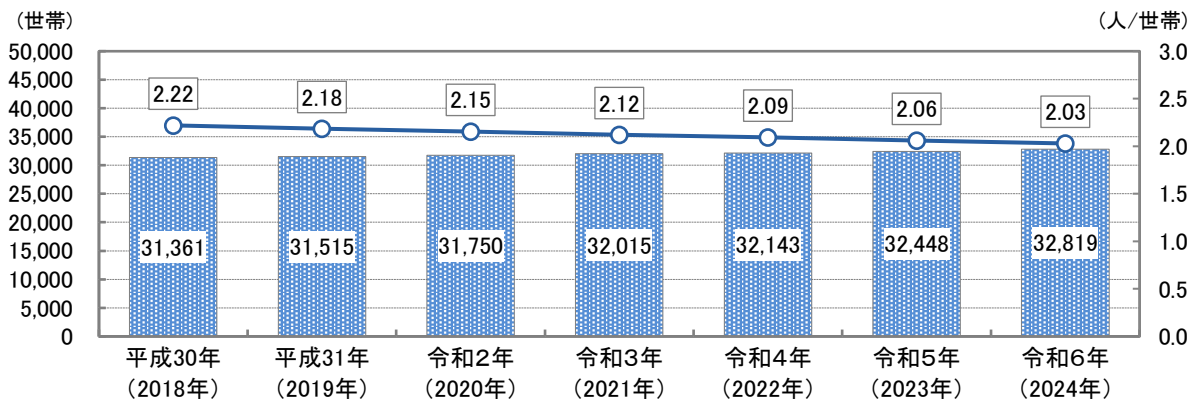
##### ■人口総数と年齢別人口構成



資料：住民基本台帳人口（各年9月末日現在）

世帯数については、令和6(2024)年9月現在32,819世帯で、近年増加傾向にあるものの、先に見た通り人口総数は減少が続いていることから、1世帯当たりの人口(平均世帯人員)は、令和6(2024)年9月で2.03人まで縮小しています。

### ■世帯数

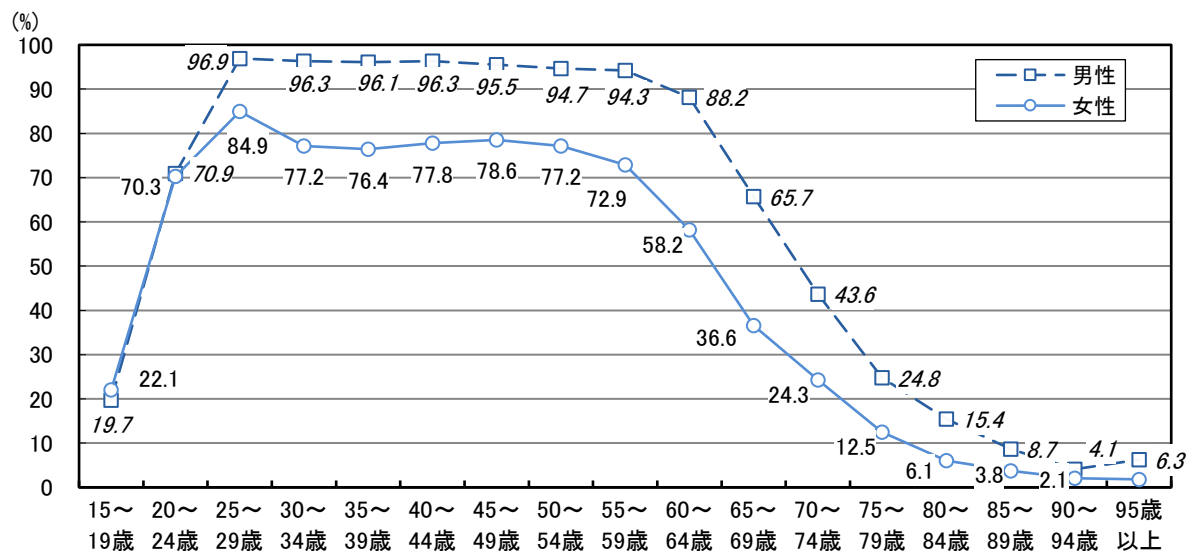


資料：住民基本台帳人口（各年9月末日現在）

## ② 就労状況

令和2年国勢調査による性別・年齢別労働力率を見ると、25歳以上では依然として男性の労働力率が女性を上回っており、特に家族形成期や出産期にあたる25～34歳にかけて、女性の労働力率が大きく低下する傾向が見られます。

### ■性別年齢別労働力率



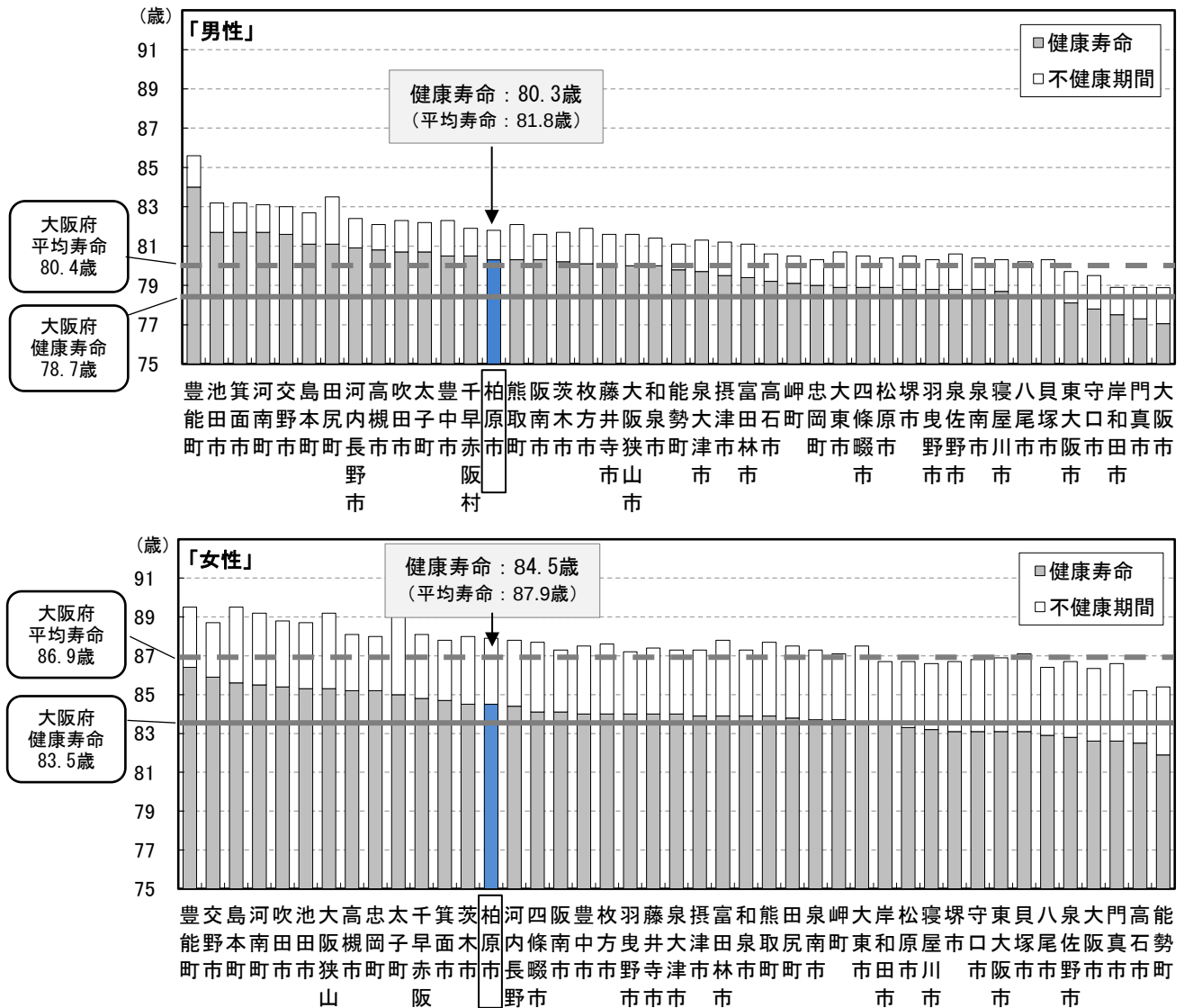
資料：令和2年国勢調査

### ③ 平均寿命と健康寿命

令和4(2022)年の本市の平均寿命は男性81.8歳、女性87.9歳で、いずれも大阪府の平均寿命（男性80.4歳、女性86.9歳）を上回っています。

また、健康寿命は男性80.3歳、女性84.5歳で、いずれも大阪府の健康寿命（男性78.7歳、女性83.5歳）を上回っています。

#### ■ 平均寿命と健康寿命（令和4(2022)年、大阪府内市町村との比較）



大阪府提供資料

## (2) 市民意識調査結果からみえる現状

### ① 調査の概要

本プランの策定に向けた基礎調査として、市内在住の18歳以上の人を対象に、男女共同参画に関わる意識や課題を明らかにすることを目的とした調査を実施しました。

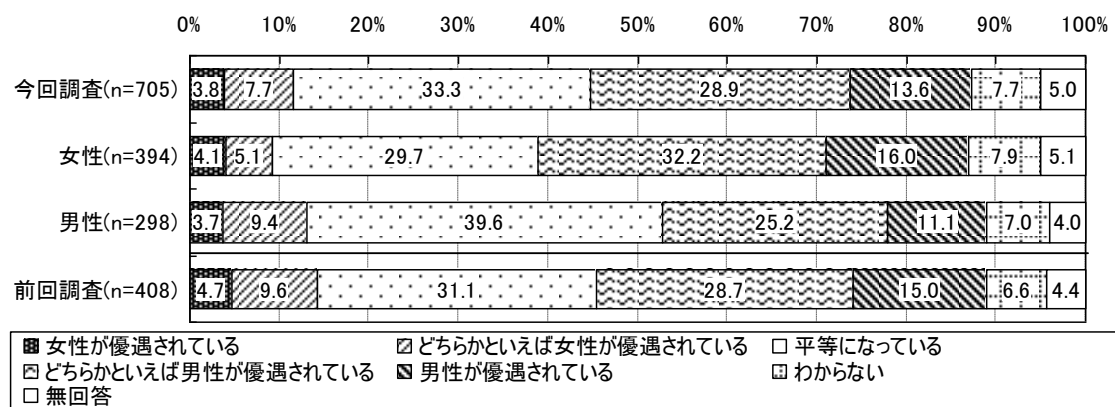
|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 調査対象 | 柏原市内にお住まいの18歳以上の市民 2,000人（無作為抽出） |
| 調査方法 | 郵送により配布・回収                       |
| 調査期間 | 令和5（2023）年11～12月                 |
| 回収状況 | 有効回収数（有効回収率）705件（35.3%）          |

### ② 主な調査結果

#### ■男女平等と性別役割分担に対する意識

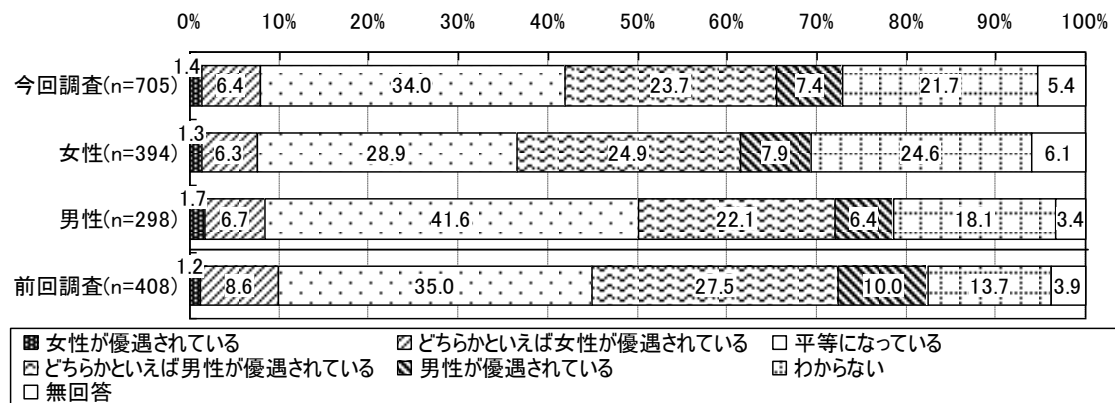
●あなたは、次の各分野で、男女はどの程度平等になっていると思いますか。

##### 家庭生活では



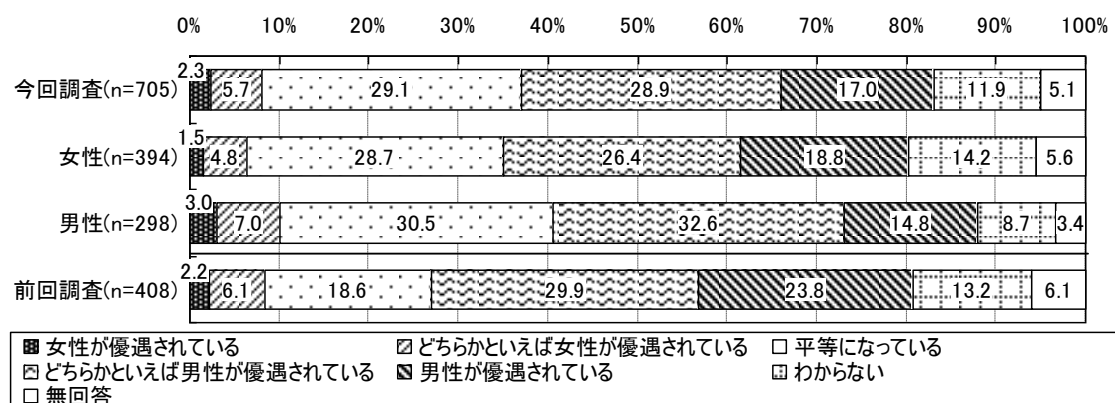
- ・「平等になっている」と答える人が33.3%、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」が28.9%、「男性が優遇されている」が13.6%と合わせて42.5%の人が“男性が優遇されている”と答えています。

## 地域活動、社会活動では



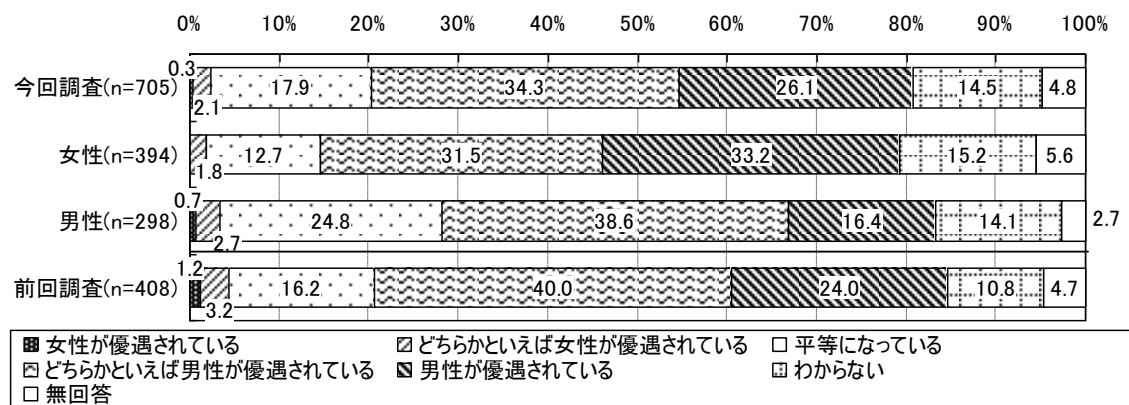
- ・「平等になっている」と答える人が34.0%と最も多く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」が23.7%、「男性が優遇されている」が7.4%と合わせて31.1%の人が“男性が優遇されている”と答えています。また、「わからない」が21.7%となっています。
- ・男女の感じ方の乖離をみると、男性は「平等になっている」と答える人の割合が41.6%と女性よりも10ポイント以上高い結果となりました。

## 職場では



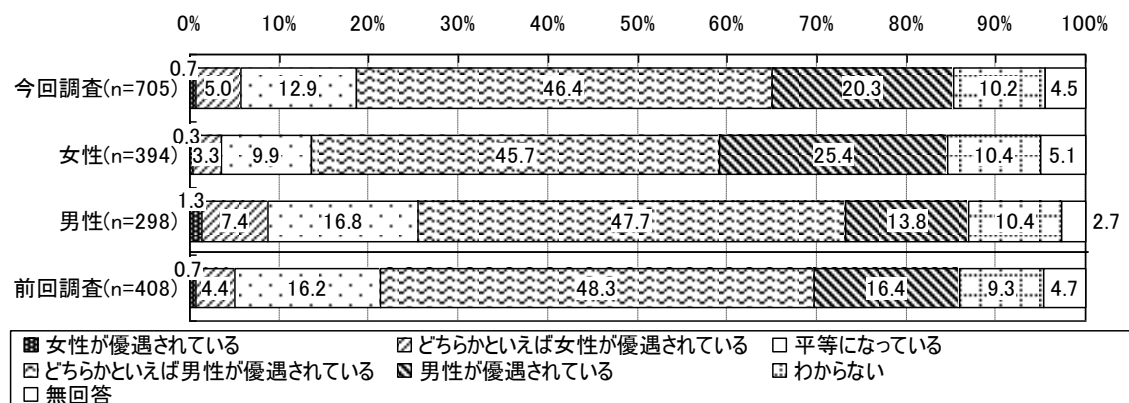
- ・「平等になっている」と答える人が29.1%と最も多く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」が28.9%、「男性が優遇されている」が17.0%と合わせて45.9%の人が“男性が優遇されている”と答えています。
- ・前回調査と比べると、「平等になっている」と答える人の割合が10ポイント以上増えています。

## 社会通念・慣習やしきたり&lt;冠婚葬祭&gt;などでは



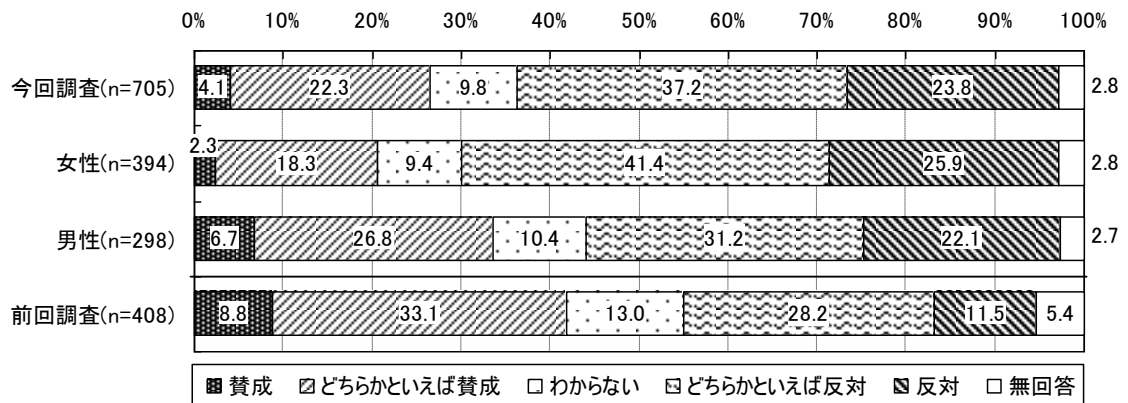
- ・「どちらかといえば男性が優遇されている」と答える人が34.3%、「男性が優遇されている」が26.1%と合わせて60.4%の人が“男性が優遇されている”と答えています。
- ・男女の感じ方の乖離をみると、「平等になっている」と答える男性の割合は、女性よりも10ポイント以上高く、また「男性が優遇されている」と答える男性の割合は、女性よりも10ポイント以上低い結果がみられます。

## 社会全体的に見て



- ・「どちらかといえば男性が優遇されている」と答える人が46.4%、「男性が優遇されている」が20.3%と合わせて66.7%の人が“男性が優遇されている”と答えています。
- ・男女の感じ方の乖離をみると、「男性が優遇されている」と答える女性の割合は、男性よりも10ポイント以上高い結果となりました。

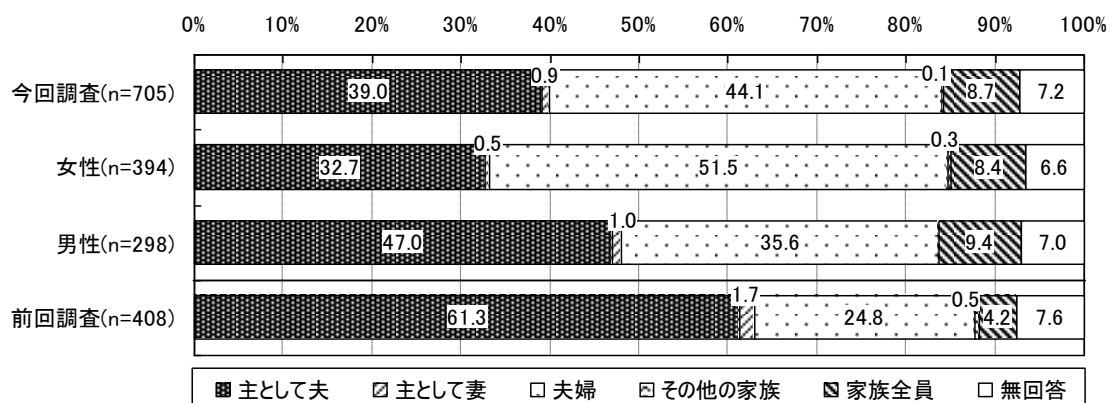
●「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



- ・「どちらかといえば反対」と答える人が37.2%と最も多く、次いで「反対」が23.8%と合わせて61.0%に人が考え方に“反対”と答えています。
- ・男女の回答の差をみると、男性のうち「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合は女性より10ポイント以上高く、「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人の割合は女性より10ポイント以上低くなっています。
- ・前回調査と比べると、「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人の割合は20ポイント以上増えています。

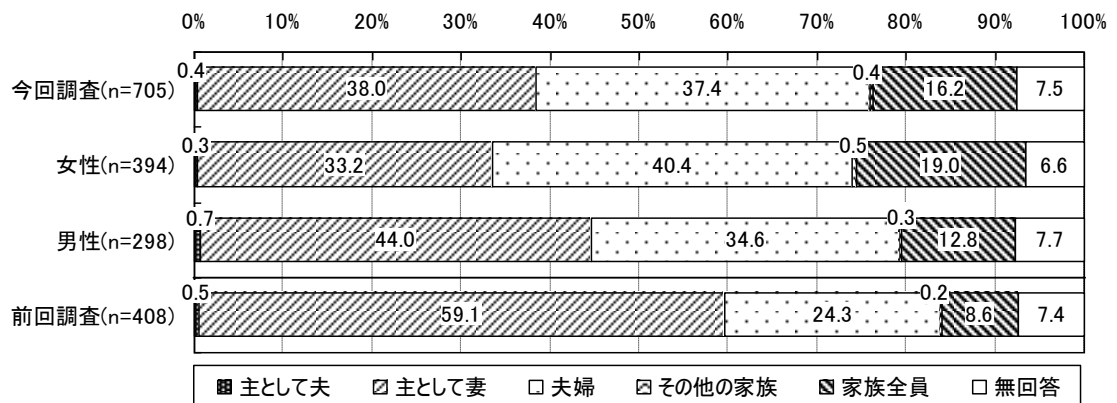
●家庭における役割について、あなたはどのようにお考えですか。配偶者・パートナーがいない方も、仮にいたと想定してお答えください。

生活費を得る



- ・「夫婦」が44.1%と最も多く、次いで「主として夫」が39.0%となっています。
- ・男女の回答の差をみると、「主として夫」と回答した男性の割合は、女性と比較して10ポイント以上高く、「夫婦」と回答した女性の割合は男性と比較し10ポイント以上高くなりました。
- ・前回調査と比べると、「主として夫」と回答した人の割合は20ポイント以上減少し、「夫婦」と回答した人の割合が20ポイント近く増えています。

炊事・掃除・洗濯

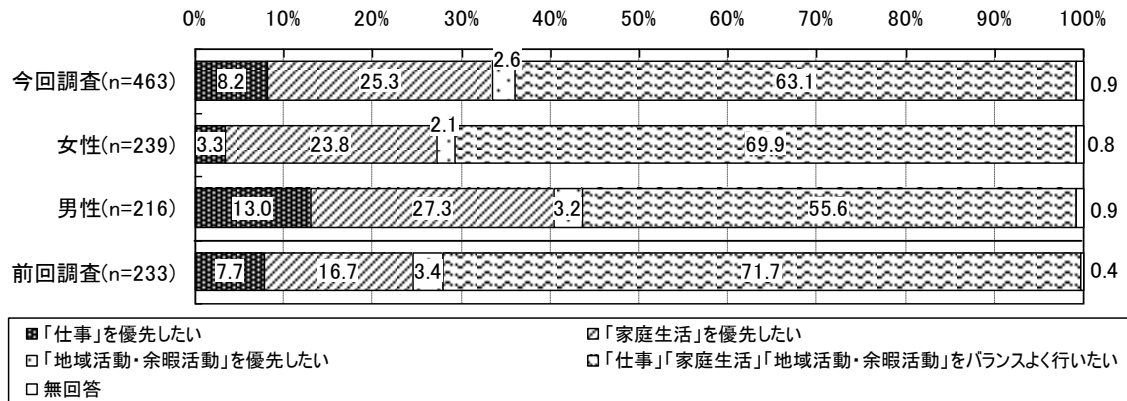


- ・「主として妻」が38.0%、「夫婦」が37.4%となっています。
- ・男女の回答の差をみると、「主として妻」と回答した男性の割合は、女性と比較して10ポイント以上高くなりました。
- ・前回調査と比較すると、「主として妻」と回答した人の割合は20ポイント以上減り、「夫婦」と回答した人の割合が10ポイント以上増えています。

## ■ワーク・ライフ・バランスと柔軟な働き方

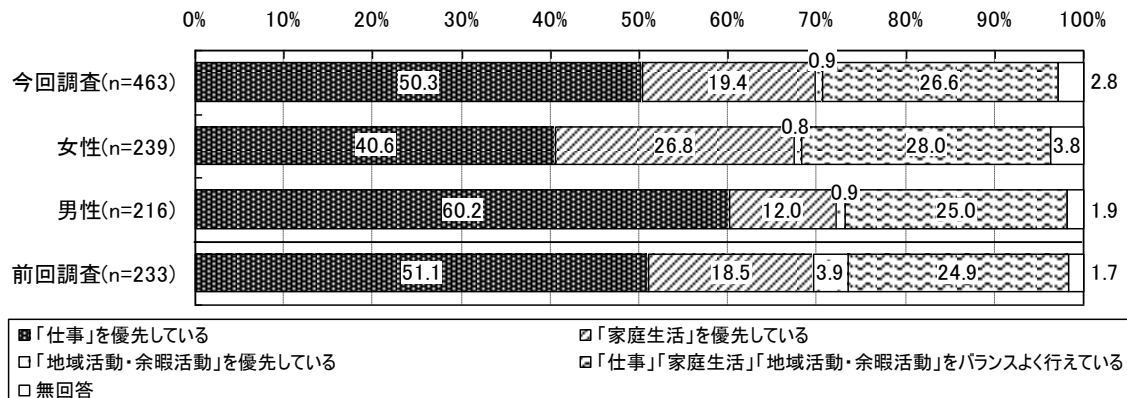
### ●ワーク・ライフ・バランスについて、あなたの希望と現実（現状）についてお聞きします。

#### 希望



- ・『「仕事」「家庭生活」「地域活動・余暇活動」をバランスよく行いたい』が63.1%と最も多く、次いで『「家庭生活」を優先したい』が25.3%となっています。
- ・男女の回答の差をみると、女性で『「仕事」「家庭生活」「地域活動・余暇活動」をバランスよく行いたい』と回答した人の割合は69.9%と男性の回答割合より10ポイント以上高くなりました。

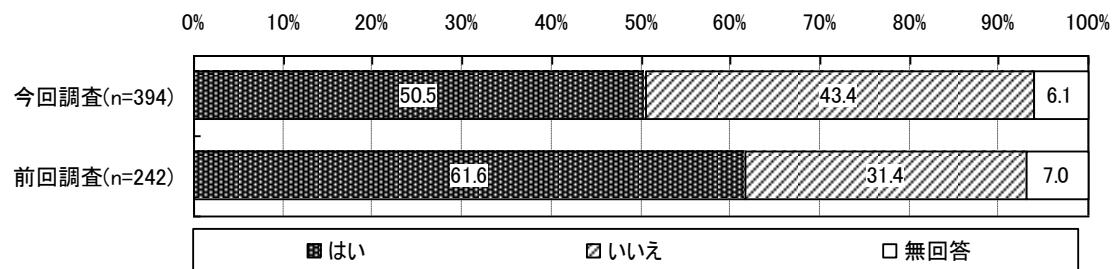
#### 現実（現状）



- ・『「仕事」を優先している』が50.3%と最も多く、次いで『「仕事」「家庭生活」「地域活動・余暇活動」をバランスよく行えている』が26.6%、『「家庭生活」を優先している』が19.4%となっています。
- ・男女の回答の差をみると、男性で『「仕事」を優先している』と回答した人の割合は女性の回答と比較すると20ポイント近く高く、女性で『「家庭生活」を優先している』と回答した人の割合は男性の回答と比較して10ポイント以上高くなりました。

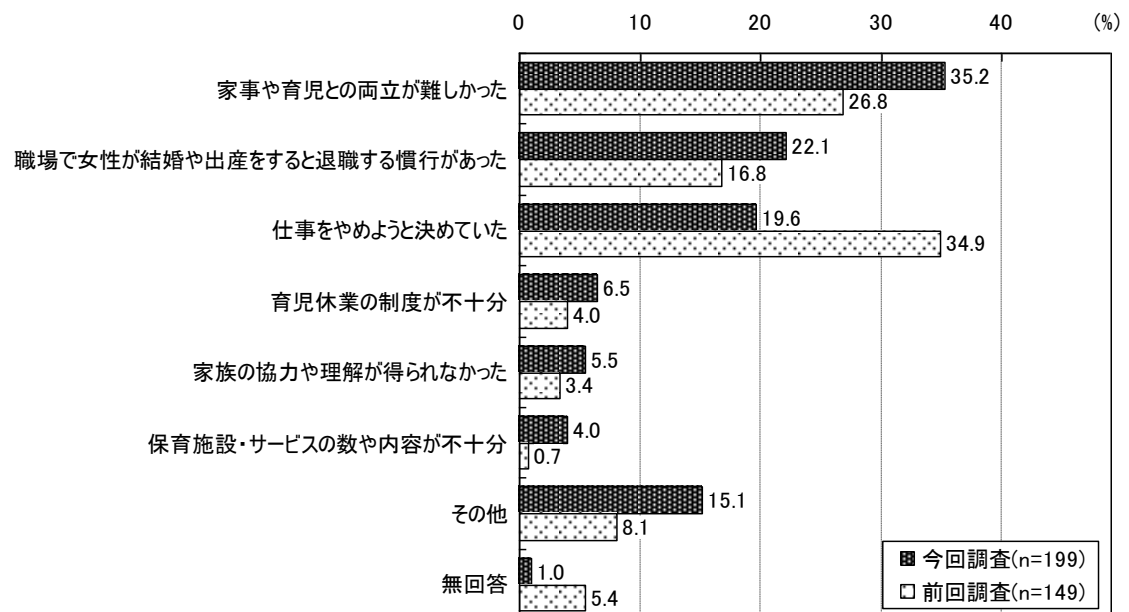
- 女性の方にお聞きします。あなたは、結婚・出産および介護を機に仕事をやめた経験はありますか。

### 結婚・出産



- ・仕事をやめた経験のある人は50.5%で、前回調査より10ポイント以上減っています。

### 結婚・出産を機に退職した理由

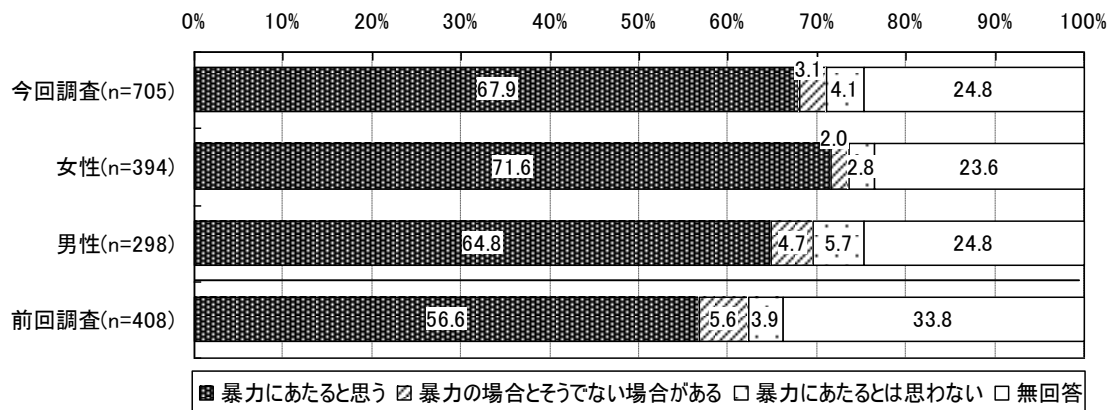


- ・「家事や育児との両立が難しかった」が35.2%と最も多く、次いで「職場で女性が結婚や出産をすると退職する慣行があった」が22.1%、「仕事をやめようと思っていた」が19.6%の順となっています。
- ・前回調査と比べると、「仕事をやめようと思っていた」と回答した人の割合が10ポイント以上減っています。

## ■DV対策の必要性

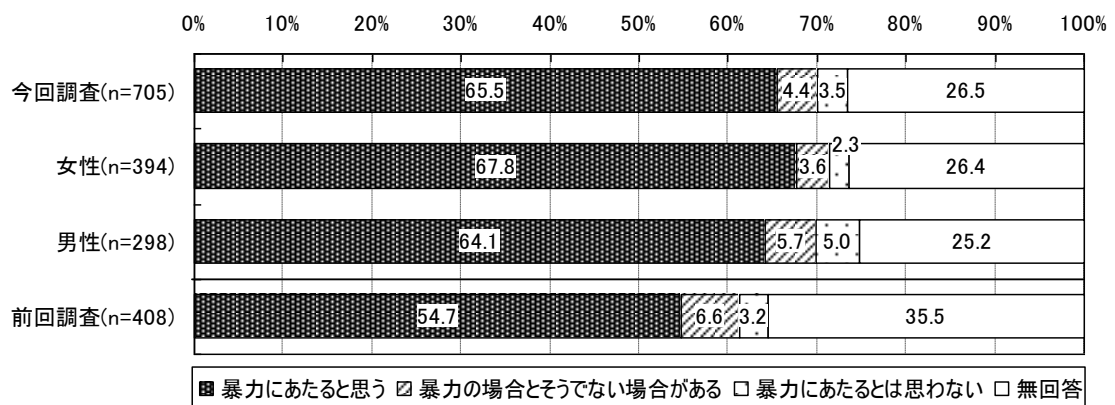
- あなたは、配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手から次のようなことをされることは暴力にあたると思いますか。

### ①なぐる、ける



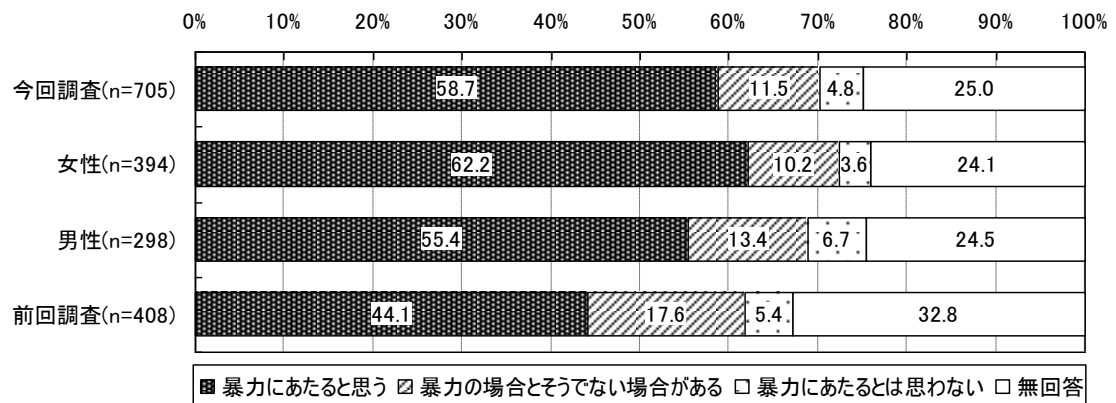
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。

### ②なぐるふりをしたり、刃物をつきつけておどす



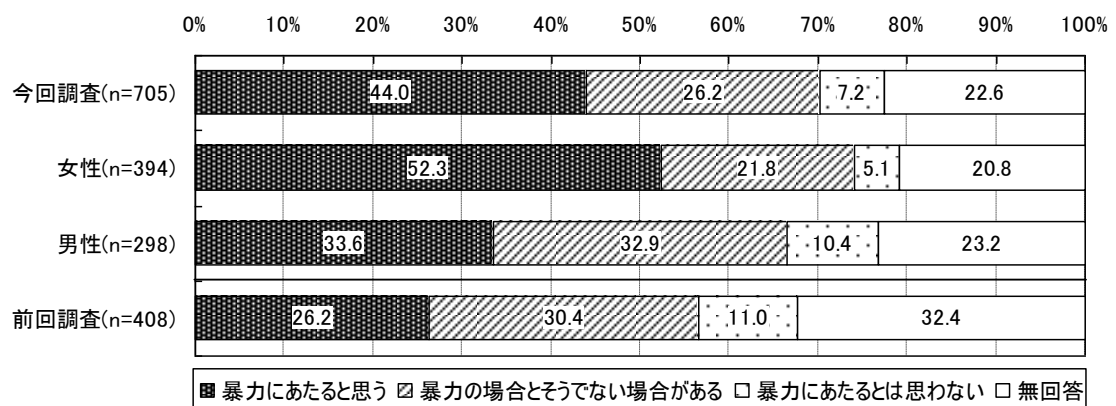
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。

## ③物を投げる



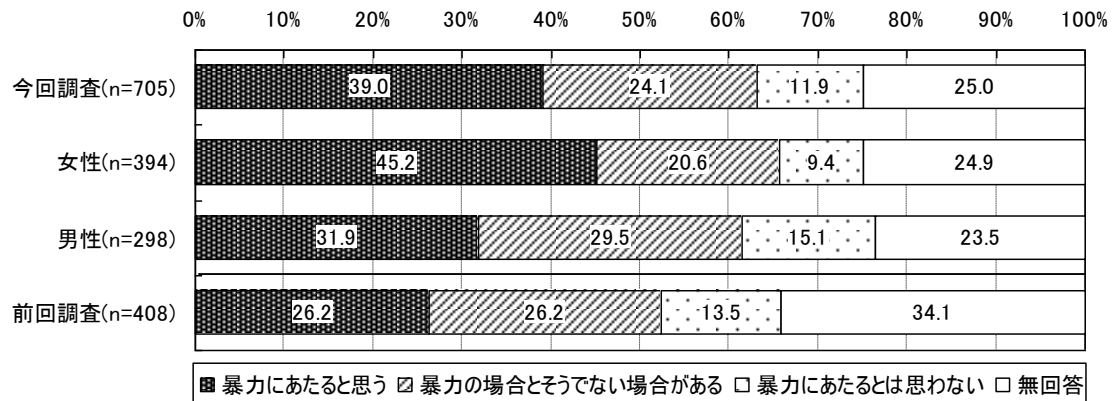
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。

## ④大声でどなる



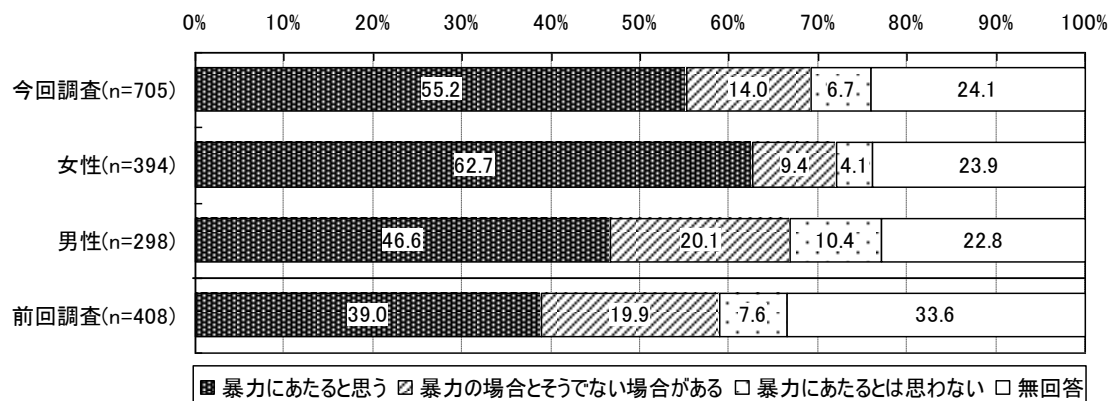
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。
- ・ 男女の回答の差をみると「暴力にあたると思う」と回答した女性の割合は男性と比べて10ポイント以上高く、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」と回答した男性の割合は女性と比べて10ポイント以上高い結果となりました。

## ⑤長期無視をする



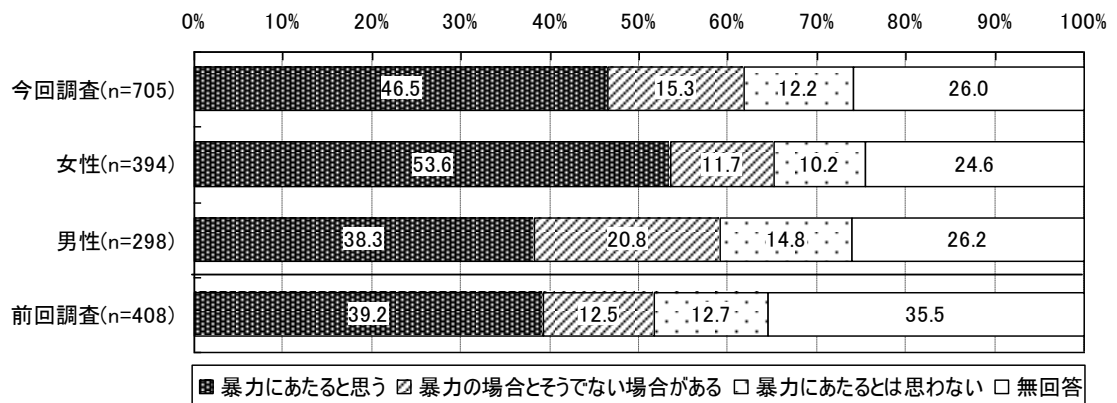
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。
- ・ 男女の回答の差をみると「暴力にあたると思う」と回答した女性の割合は男性と比べて10ポイント以上高い結果となりました。

## ⑥暴言をあげる



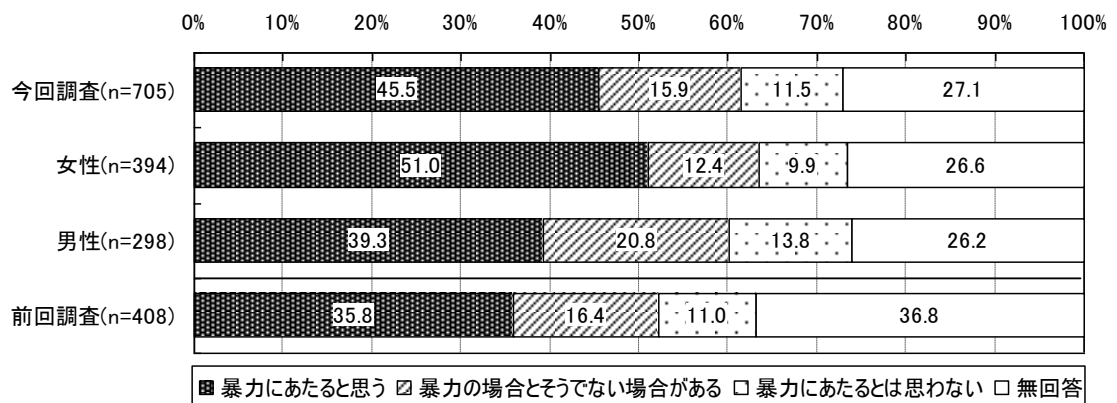
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。
- ・ 男女の回答の差をみると「暴力にあたると思う」と回答した女性の割合は男性と比べて10ポイント以上高く、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」と回答した男性の割合は女性と比べて10ポイント以上高い結果となりました。

⑦生活費を渡さない



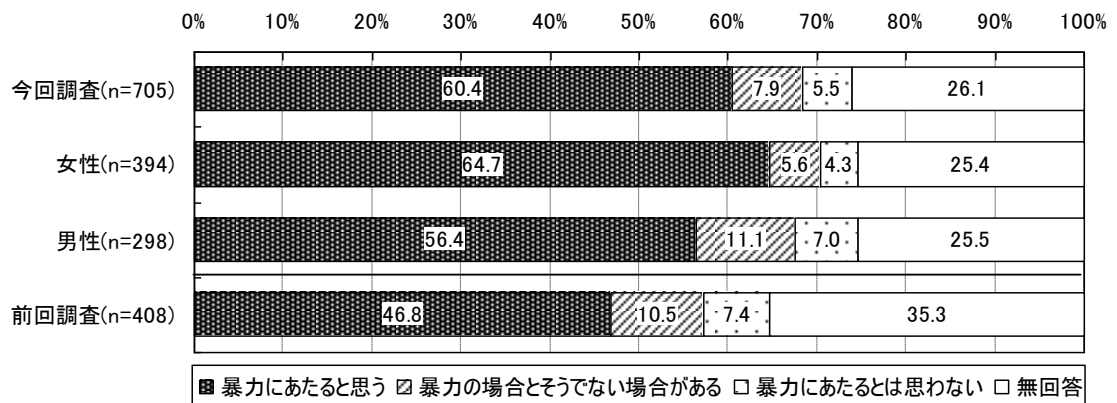
- ・ 男女の回答の差をみると「暴力にあたると思う」と回答した女性の割合は男性と比べて10ポイント以上高い結果となりました。

⑧働くことを妨害する



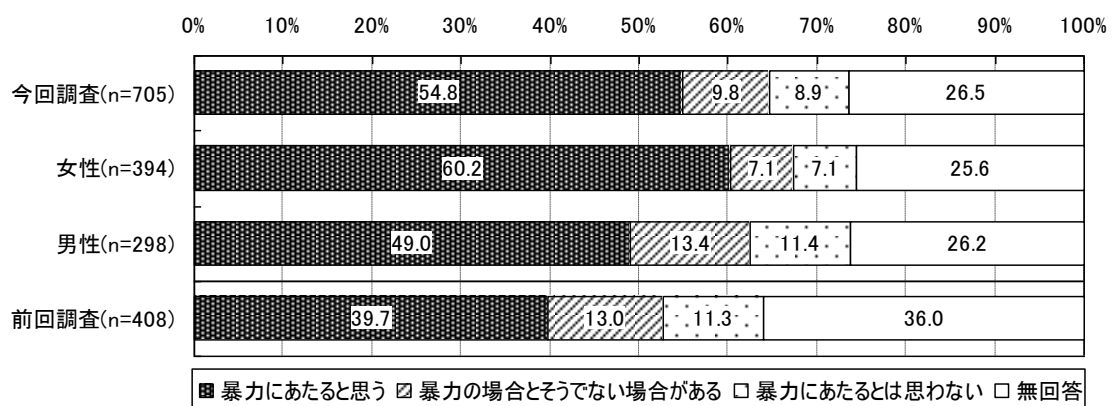
- ・ 男女の回答の差をみると「暴力にあたると思う」と回答した女性の割合は男性と比べて10ポイント以上高い結果となりました。

## ⑨嫌がっているのに性的な行為を強要する



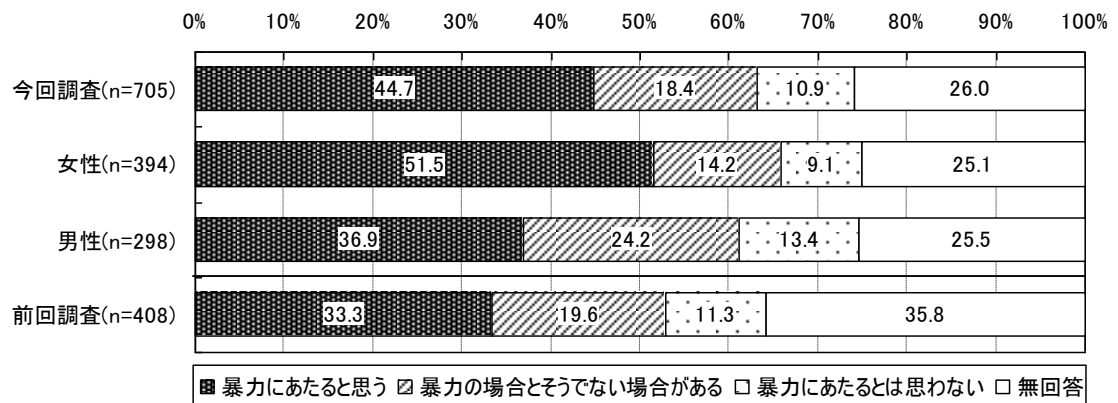
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。

## ⑩無理やり性的な映像や画像を見せる



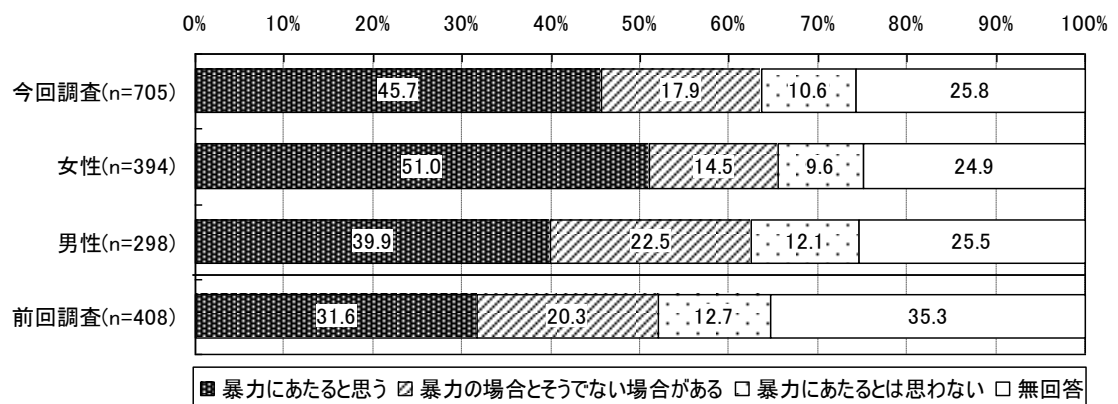
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。
- ・ 男女の回答の差をみると「暴力にあたると思う」と回答した女性の割合は男性と比べて10ポイント以上高い結果となりました。

### ⑪交友関係や行動を細かく監視し、制限する



- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。
- ・ 男女の回答の差をみると「暴力にあたると思う」と回答した女性の割合は男性と比べて10ポイント以上高く、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」と回答した男性の割合は女性と比べて10ポイント以上高い結果となりました。

### ⑫外出を制限する



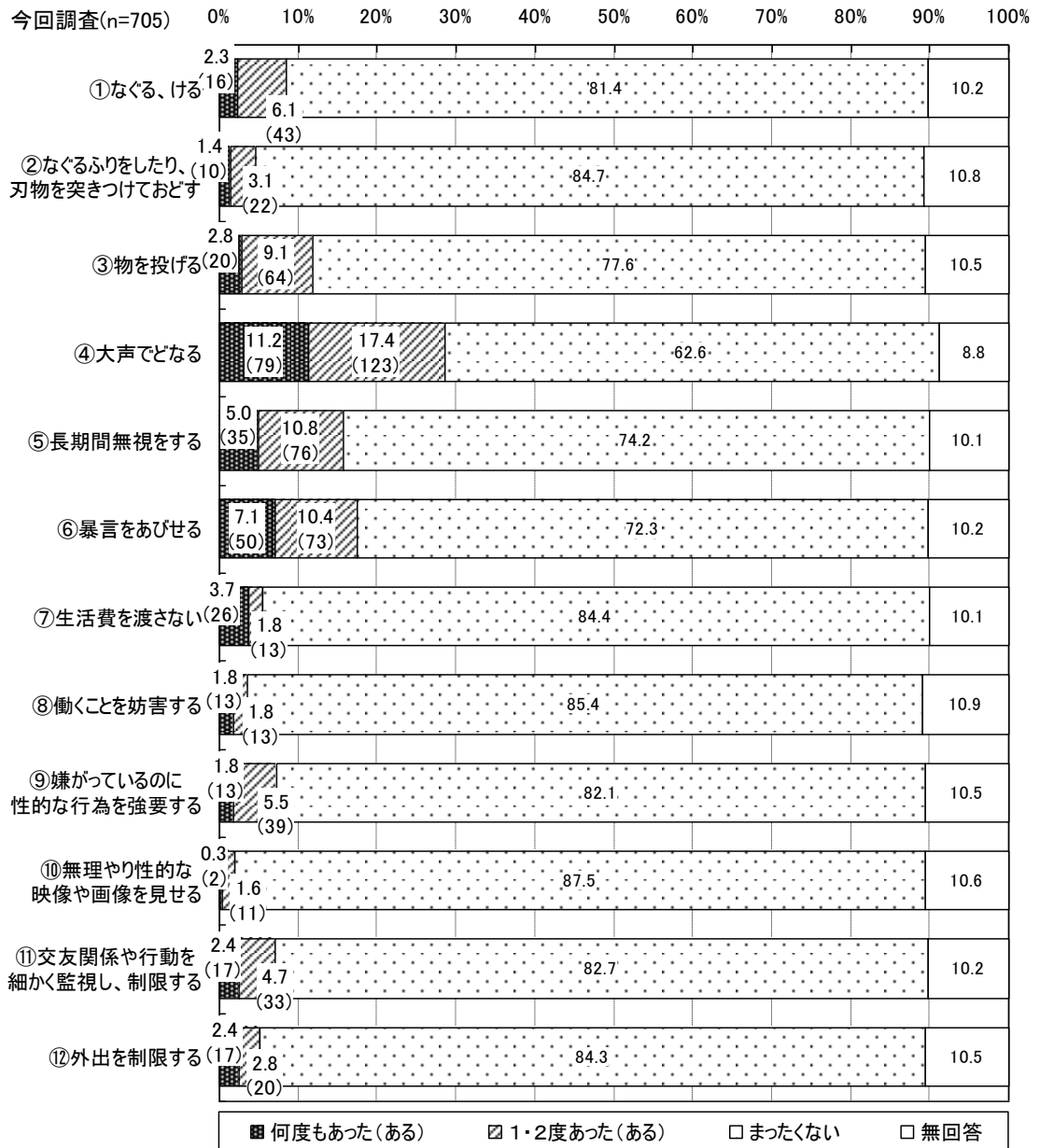
- ・ 前回調査と比べると、「暴力にあたると思う」と回答した人の割合が10ポイント以上増加しています。
- ・ 男女の回答の差をみると「暴力にあたると思う」と回答した女性の割合は男性と比べて10ポイント以上高い結果となりました。

※DVの種類別にみた「暴力にあたる」との認識度

- ・12項目にわたり暴力にあたるかどうか尋ねた結果を、身体的DV、精神的DV、経済的DV、性的DVの種類ごとに分類し、半数以上の項目が「暴力にあたると思う」と回答した割合を算出した結果は次のとおりです。

|                                                                                                               |    |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|
| 身体的DV<br>[3項目中2項目以上「暴力にあたると思う」と回答した人]<br>①なぐるける<br>②なぐるふりをしたり、刃物を突きつけておどす<br>③物を投げる                           | 女性 | 69.3% |
|                                                                                                               | 男性 | 64.4% |
| 精神的DV<br>[5項目中3項目以上「暴力にあたると思う」と回答した人]<br>④大声でどなる<br>⑤長期間無視をする<br>⑥暴言をあびせる<br>⑪交友関係や行動を細かく監視し、制限する<br>⑫外出を制限する | 女性 | 54.3% |
|                                                                                                               | 男性 | 37.6% |
| 経済的DV<br>[2項目中1項目以上「暴力にあたると思う」と回答した人]<br>⑦生活費を渡さない<br>⑧働くことを妨害する                                              | 女性 | 59.4% |
|                                                                                                               | 男性 | 45.3% |
| 性的DV<br>[2項目中1項目以上「暴力にあたると思う」と回答した人]<br>⑨嫌がっているのに性的な行為を強要する<br>⑩無理やり性的な映像や画像を見せる                              | 女性 | 66.8% |
|                                                                                                               | 男性 | 57.0% |

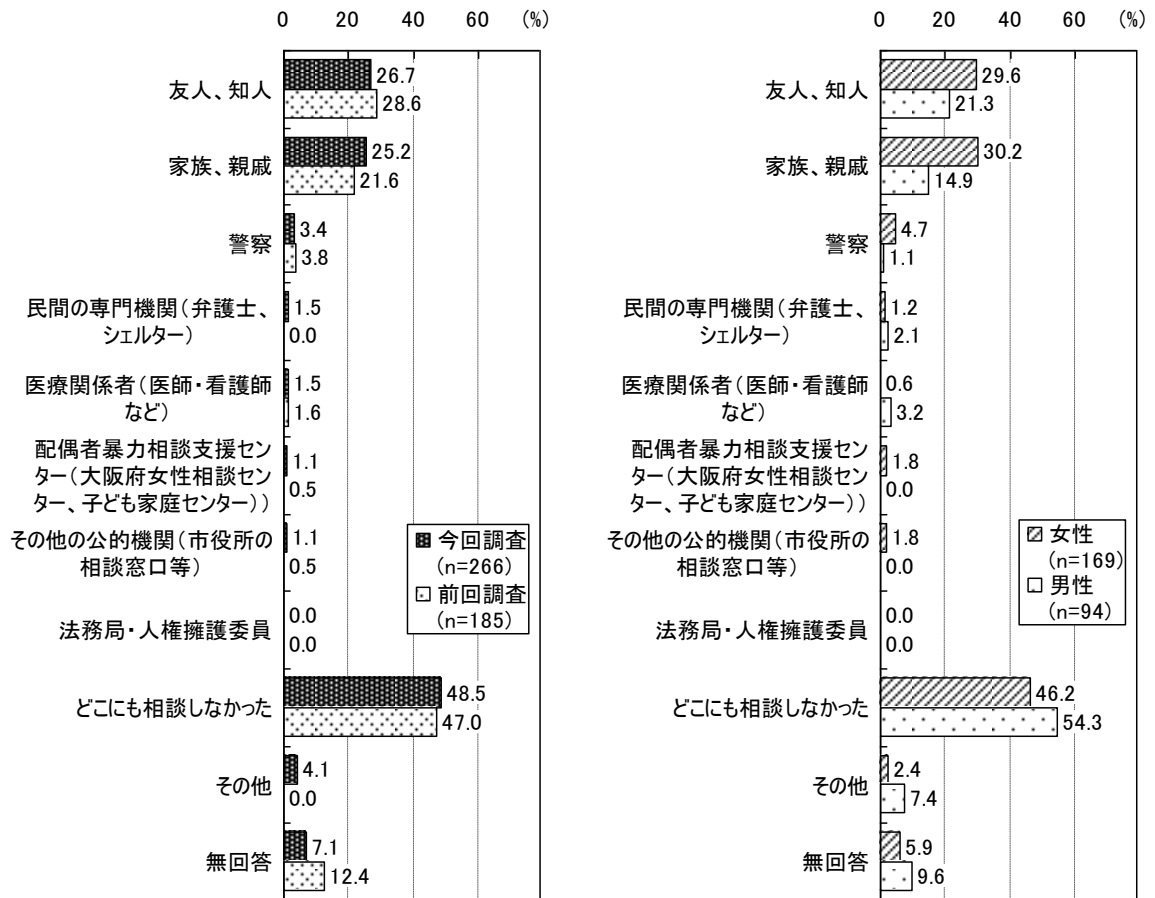
●あなたは、配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手から次のようなことをされたことはありますか。



※選択肢「何度もあった(ある)」「1・2度あった(ある)」の( )内の数字は回答者数

- ・経験した人が多いものは、「④大声でどなる」「⑥暴言をあびせる」「⑤長期間無視をする」「③物を投げる」などとなっています。

●あなたは、これまでにそういった行為を受けたことについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（〇はいくつでも）



- ・「どこにも相談しなかった」と無回答を除いて、何らかの形で相談をした人は44.4%となっており、内容別には「友人、知人」が26.7%、「家族、親戚」が25.2%、「警察」が3.4%などとなっています。
- ・男女の回答の差をみると、「家族、親戚」と回答した女性の割合は男性と比較して10ポイント以上高くなりました。

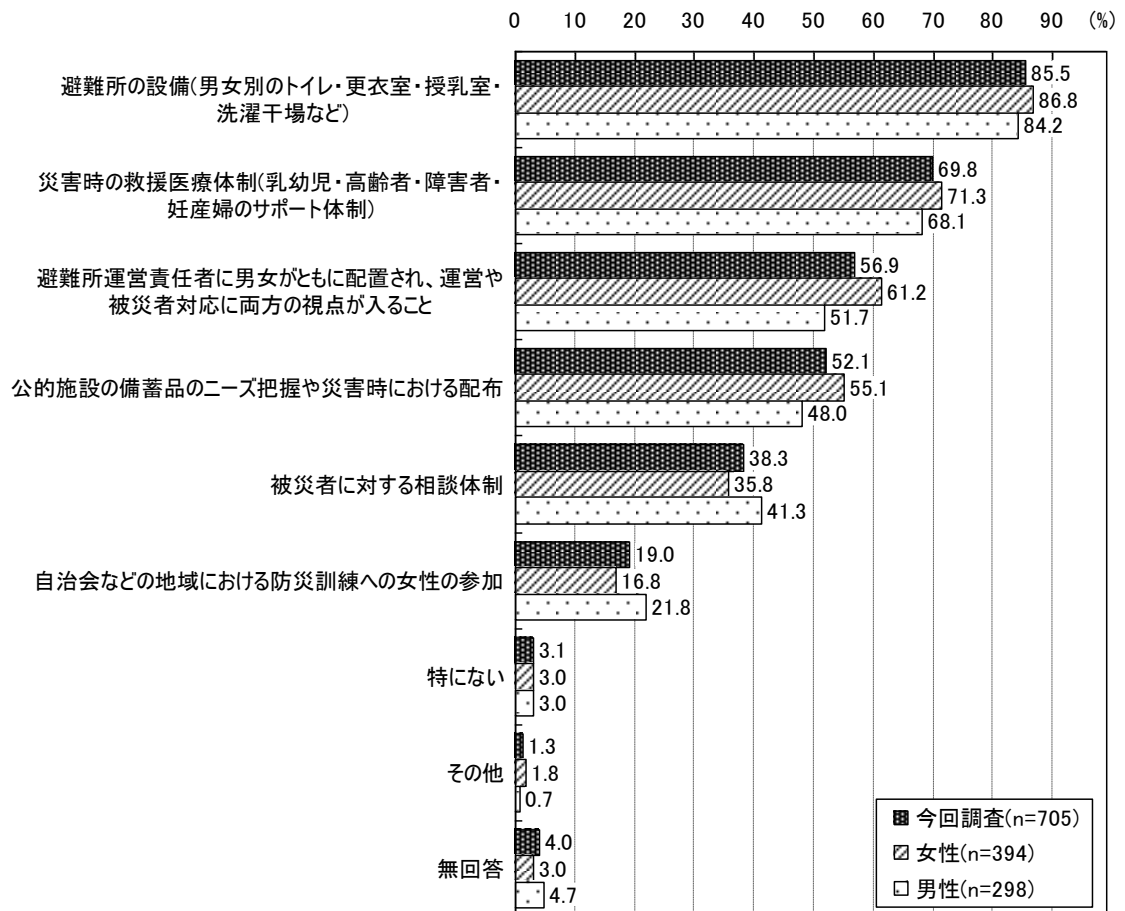
●「どこにも相談しなかった」と回答した方におたずねします。どこにも相談しなかったのはなぜですか。（〇はいくつでも）



- ・「相談するほどのことではないと思った」が71.3%と最も多く、特に男性で86.3%と多くみられます。
- ・これに次いで「相談しても無駄だと思った」が17.8%、「自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけると思った」と「他人を巻き込みたくない」がそれぞれ11.6%となっています。

## ■防災・災害対策への男女参画

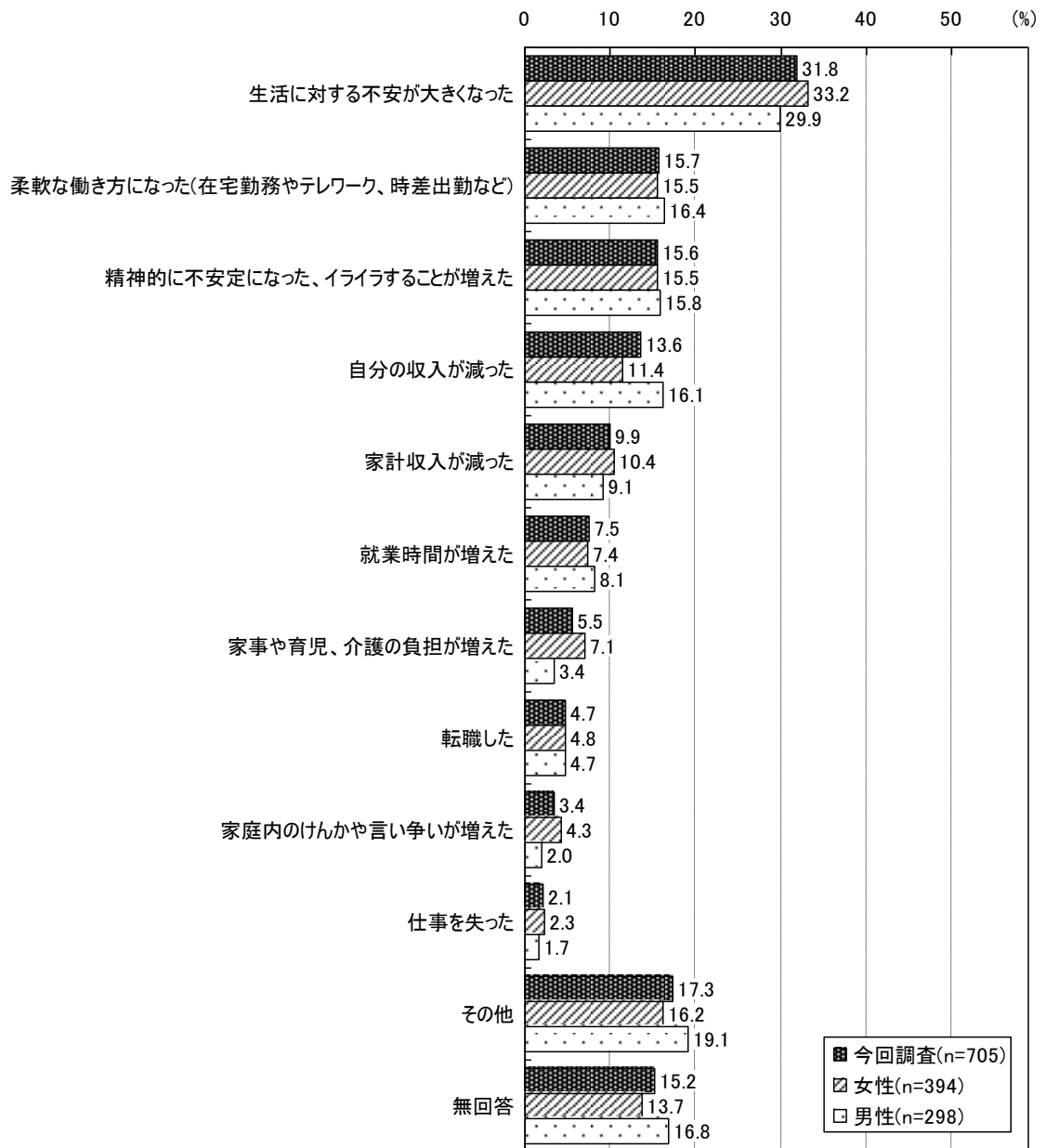
●防災・災害対策において、性別に配慮した対応が必要だと思うものをすべてお選びください。



- ・「避難所の設備(男女別のトイレ・更衣室・授乳室・洗濯干場など)」が85.5%と最も多く、次いで「災害時の救援医療体制(乳幼児・高齢者・障害者・妊産婦のサポート体制)」が69.8%、「避難所運営責任者に男女がともに配置され、運営や被災者対応に両方の視点が入ること」が56.9%、「公的施設の備蓄品のニーズ把握や災害時における配布」が52.1%、「被災者に対する相談体制」が38.3%などとなっています。

## ■コロナ禍の影響と生活の変化

●新型コロナウイルス感染症の仕事や生活への影響についておたずねします。新型コロナウイルス感染症拡大以前(概ね2020年3月以前)と、現在の仕事や生活の状況を比べて、次のようなことがありますか。



- ・「生活に対する不安が大きくなった」が31.8%と最も多く、次いで「柔軟な働き方になった(在宅勤務やテレワーク、時差出勤など)」が15.7%、「精神的に不安定になった、イライラすることが増えた」が15.6%、「自分の収入が減った」が13.6%などとなっています。

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念

平成19(2007)年に施行した「柏原市男女共同参画推進条例」では、次の5つの基本理念を掲げています。

#### ① 男女の個人としての人権尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、だれもが性別によって直接的であると間接的であるとを問わず差別的取扱いを受けることなく、ひとりの人間として能力を発揮する機会が確保されること。

#### ② 社会における制度・慣行の及ぼす影響への配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度または慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

#### ③ 政策・方針の立案および決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策または民間の団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、育児や介護など、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等における活動と両立できるようにすること。

#### ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保への配慮

男女がそれぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

### ■計画の基本理念

本プランにおいては、「柏原市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、第2期プランから掲げているプランの基本理念を継承するものとします。

男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず、  
自分らしくのびやかにいきいきと暮らせる社会づくり

## (2) 基本目標と施策の体系

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するための意識づくり

男女共同参画社会の実現には、全ての人が性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、社会を構成するあらゆる人があらゆる場面において意識改革を進めることが重要です。性別に関する固定観念や偏見を解消し、誰もが平等で尊重される社会を築くための「意識づくり」を推進します。

### 基本目標Ⅱ 働き方の見直しと仕事と生活の調和の推進

「仕事」と「家事、育児、地域活動や余暇活動などの生活」はどちらも暮らしに欠かすことができません。ワーク・ライフ・バランスを実現することは、それらのバランスをとり個人の幸せと社会全体の持続可能な発展につながります。働く場での意識改革の推進や、ワークとライフ両面の支援を進め、一人ひとりがライフステージや価値観に応じた選択を可能にする環境の充実に図ります。

### 基本目標Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

全ての人が性別や年齢、立場に関わらず尊重され、安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力の根絶と人権の確立が重要です。暴力の防止や被害者の支援に向けた取組を進め、誰もが安心して暮らせる社会の実現を図ります。

### 基本目標Ⅳ あらゆる場面における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において男女共同参画の視点をもった取組の充実に図っていくことが必要不可欠です。引き続き、政策・意思決定過程への女性参画、困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備、女性の活躍推進など、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

## ■ 施策の体系

|                         |                               |                                                     |
|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------|
| I 男女共同参画社会を実現するための意識づくり | (1) 広報・情報発信・啓発の充実             | ① 広報啓発<br>② 情報収集・提供                                 |
|                         | (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実       | ① 学校等における男女平等教育の推進<br>② 学習機会の提供                     |
| II 働き方の見直しと仕事と生活の調和の推進  | (1) 働きやすい職場づくり、多様な働き方への支援     | ① 働く場での意識改革の推進<br>② 働きやすい職場づくり<br>③ 多様な働き方への支援      |
|                         | (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | ① ワーク・ライフ・バランスの啓発推進<br>② 子育てや介護に対する支援               |
|                         | (3) 市民活動や地域社会における男女共同参画の推進    | ① 地域における男女共同参画の推進<br>② 防災・防犯の推進                     |
| III 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶     | (1) あらゆる暴力を許さない社会づくり          | ① 暴力の防止と根絶に向けた啓発の推進<br>② 相談体制の充実と被害者支援              |
|                         | (2) 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進      | ① 早期発見と相談体制の充実<br>② 支援体制の強化と被害者の保護                  |
|                         | (3) ハラスメント防止対策の推進             | ① 周知啓発と情報提供                                         |
|                         | (4) 性と生殖に関する健康と権利の尊重          | ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発<br>② 女性の健康支援 |
| IV あらゆる場面における男女共同参画の推進  | (1) 政策・方針の立案および決定の場への女性の参画推進  | ① 審議会等への女性の参画促進<br>② 女性の管理職・役員等への登用                 |
|                         | (2) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備    | ① 困難な問題を抱える女性への支援<br>② その他の困難を抱える人々への支援             |
|                         | (3) 女性の活躍推進                   | ① 女性の職業生活における活躍推進<br>② 政策・方針の立案および決定の場への女性の参画推進     |

## 第3章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ

## 男女共同参画社会を実現するための意識づくり

### (Ⅰ) 広報・情報発信・啓発の充実

#### ① 広報啓発

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していくために、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を充実します。

| No. | 施策の内容                                                                             | 関係課                    |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1   | 広報紙やホームページ（市公式ウェブサイト）、LINE、デジタルサイネージ、ポスター、映像メディア等さまざまな媒体を通じ、男女共同参画の啓発・広報活動を実施します。 | 秘書広報課<br>人権推進課         |
| 2   | 市の刊行物等において、男女共同参画の視点を踏まえ、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを率先して表現していきます。              | 秘書広報課<br>人権推進課<br>関係各課 |
| 3   | 市の広報活動において遵守すべきガイドラインを職員に周知します。                                                   | 人権推進課                  |
| 4   | 男女共同参画への理解を深めるための啓発冊子やパンフレット・情報誌等を発行します。                                          | 人権推進課                  |

## ② 情報収集・提供

関係機関との連携の下に、男女共同参画に関わるさまざまな情報を収集し、発信を行うとともに、男女共同参画の視点に立った調査・研究を実施します。

| No. | 施策の内容                                                                 | 関係課                      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1   | 男女共同参画に関する図書・情報誌等を貸し出しするとともに、男女共同参画週間、人権週間等においては特別コーナーを設け展示・貸出しを行います。 | 人権推進課<br>図書館             |
| 2   | 男女共同参画に関する国際的な動向、また、国や他の自治体の先進的な取組について情報を収集し、提供します。                   | 人権推進課                    |
| 3   | 男女共同参画の視点に立った調査・研究を実施します。                                             | 人権推進課                    |
| 4   | 市民一人ひとりや民間団体における国際交流・国際協力活動を促進するための情報提供や支援を行います。                      | にぎわい観光課<br>人権推進課<br>関係各課 |
| 5   | 各国の男女共同参画の現状について理解を深め、国際的な人権意識の向上を図ります。                               | 人権推進課<br>指導課             |

## (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### ① 学校等における男女平等教育の推進

子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、保育や学校教育の場で男女平等教育を推進します。また、子どもに接する教職員や保護者の男女共同参画意識の醸成を図ります。

| No. | 施策の内容                                                   | 関係課           |
|-----|---------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 保育所、幼稚園、こども園、小・中学校等における継続的な男女平等教育を推進していきます。             | こども施設課<br>指導課 |
| 2   | 教職員の意識向上を目的として、セクシュアルマイノリティの理解を含め男女平等教育に関する研修と啓発を実施します。 | 指導課           |
| 3   | 家庭や地域における男女平等学習の推進を目的とした親子教室や、講師招致による講演会を開催します。         | 指導課<br>社会教育課  |
| 4   | 職業体験を通じ、中学生を対象とした育児や介護の体験学習を実施します。                      | 指導課           |

### ② 学習機会の提供

男女がともに固定的な性別役割分担意識を見直し、能力を開発できるような学習機会や、メディア・リテラシーを高めることができる学習機会の充実を図ります。

| No. | 施策の内容                                                | 関係課                   |
|-----|------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1   | 多様な参加者に応じた、講座やワークショップを実施します。                         | 人権推進課<br>公民館<br>関係各課  |
| 2   | 男女共同参画を推進する講座・講演会・研修等を充実します。                         | 人権推進課<br>公民館          |
| 3   | メディア・リテラシーを高め、差別的・暴力的・過度な性的表現を批判的に捉える力を養う学習機会を充実します。 | 指導課<br>社会教育課<br>人権推進課 |
| 4   | 図書館や、フローラルセンターにおいて、男女共同参画関連図書を充実し、学習機会の充実を図ります。      | 人権推進課<br>図書館          |

## 基本目標Ⅱ

### 働き方の見直しと仕事と生活の調和の推進

#### (1) 働きやすい職場づくり、多様な働き方への支援

##### ① 働く場での意識改革の推進

働く場での男女共同参画を実現するため、事業主および労働者に対して男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など関係法制度の周知を図ります。

| No. | 施策の内容                                               | 関係課                        |
|-----|-----------------------------------------------------|----------------------------|
| 1   | 男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識や慣行の解消に向けて啓発の充実に努めます。        | 人権推進課                      |
| 2   | 働く場での固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等を解消するため、事業所等に対する啓発活動を実施します。 | 産業振興課<br>人権推進課             |
| 3   | 行政内部において男女共同参画を推進するために、職員を対象とした啓発活動を行います。           | 人事課<br>人権推進課<br>指導課<br>学務課 |
| 4   | 全職員に向け、育児休業等に関する手引きを公開し、男性職員への育児休暇周知促進を図ります。        | 人事課                        |

##### ② 働きやすい職場づくり

働く場での男女共同参画を実現するため、育児・介護休業制度などを利用しやすい環境づくりや、女性の職域拡大を図るための啓発を推進します。

| No. | 施策の内容                                                                       | 関係課            |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1   | 育児や介護などにも対応できることを目的として、業務の特性に合わせた柔軟な時差出勤制度の導入を推進します。                        | 人事課            |
| 2   | 心身の健康を維持できる職場環境を整えることを目的に、全職員を対象としたストレスチェックを年1回以上実施し、必要なサポートやカウンセリングを提供します。 | 人事課            |
| 3   | 事業主および労働者等に対して「男女雇用機会均等法」やパートタイム労働法等労働に関する法律・制度の周知に努めます。                    | 人権推進課<br>産業振興課 |

| No. | 施策の内容                                                           | 関係課            |
|-----|-----------------------------------------------------------------|----------------|
| 4   | 事業主及び労働者等に対して、育児・介護休業制度の周知を図り、取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりに努めるよう啓発を行います。 | 人権推進課<br>産業振興課 |
| 5   | 事業所等に対して、性別への固定観念にとらわれず、職域拡大に努めるよう啓発を行います。                      | 人権推進課<br>産業振興課 |

### ③ 多様な働き方への支援

男女の多様な働き方への支援のため、職業知識や必要な技術の習得に関する学習機会の情報提供や、保育サービスの充実を図ります。

| No. | 施策の内容                                                                                              | 関係課                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1   | 関係機関と連携し、就労を希望する人に対して、職業知識や必要な技術に関する学習機会の情報を提供し、就職および再就職を支援します。                                    | 産業振興課<br>人権推進課           |
| 2   | 保護者の就労形態等の多様化に対応するため、低年齢保育、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、障がい児保育等、さまざまな保育サービスの充実を図ります。                         | 子育て支援課<br>こども施設課<br>関係各課 |
| 3   | 子育て中の女性等が多様な働き方を選択できるよう、デジタルスキル習得講座の提供や、働く機会の創出を行うための支援を強化し、職場復帰やキャリアアップをめざす女性を対象とした支援プログラムを展開します。 | 産業振興課                    |

## (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### ① ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

仕事と生活の調和を図り、男女ともに家庭や地域に参画できるよう、事業主および労働者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。

| No. | 施策の内容                                                             | 関係課              |
|-----|-------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1   | 事業主および労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスについての認識を深める啓発を行うとともに、育児・介護休業制度の周知を図ります。 | 産業振興課<br>人権推進課   |
| 2   | 事業所等に対して、男女ともに仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、労働時間の短縮や休暇制度等の運用を促す啓発を進めます。   | 産業振興課<br>人権推進課   |
| 3   | 事業所等に対して、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりに努めるよう啓発を行います。                | 産業振興課<br>人権推進課   |
| 4   | 保護者の就労形態に応じた保育サービス等の情報提供を行います。                                    | 子育て支援課<br>こども施設課 |
| 5   | 男性の家庭生活への参画が進むよう、広報・啓発活動を行います。                                    | 人権推進課<br>関係各課    |

### ② 子育てや介護に対する支援

男女がともに仕事と子育て・介護等の両立ができるよう、育児・介護休業制度の周知や、制度を利用しやすい職場の環境づくり、保育サービスの情報提供の充実を図ります。

| No. | 施策の内容                                                                          | 関係課                             |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1   | 福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、子育てや介護について男女ともに相談しやすい体制の充実を図ります。                            | 子育て支援課<br>こども施設課<br>指導課<br>関係各課 |
| 2   | 保護者の就労形態等の多様化に対応するため、低年齢保育、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、障がい児保育等、さまざまな保育サービスの充実を図ります。(再掲) | 子育て支援課<br>こども施設課<br>関係各課        |
| 3   | 仕事と子育ての両立のため、放課後児童会等事業の充実を図ります。                                                | 子育て支援課                          |

| No. | 施策の内容                                               | 関係課                                       |
|-----|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 4   | 男性のための、育児・介護教室や栄養・料理教室などの学習の場を提供します。                | 高齢介護課<br>子育て支援課<br>健康づくり課<br>人権推進課<br>公民館 |
| 5   | 家族介護者の社会参画が可能となるよう、利用ニーズに応じた高齢者の介護サービスの安定的な供給に努めます。 | 高齢介護課<br>関係各課                             |

### (3) 市民活動や地域社会における男女共同参画の推進

#### ① 地域における男女共同参画の推進

地域における男女共同参画の推進のため、地域活動・ボランティアへの男女の参画や団体における女性の役職への登用を促進します。活動を通じて男女共同参画社会の実現に寄与する諸団体・グループのネットワークづくりを推進します。

| No. | 施策の内容                                    | 関係課              |
|-----|------------------------------------------|------------------|
| 1   | 地域活動への男女の参画促進のための広報・啓発を充実します。            | 地域連携支援課<br>人権推進課 |
| 2   | 各種団体に対して、方針の立案および決定の場への女性の参画を促進します。      | 地域連携支援課<br>人権推進課 |
| 3   | さまざまな年代の男女が主体的に参加、参画できるような地域活動を促進します。    | 地域連携支援課<br>関係各課  |
| 4   | 男女共同参画社会の実現をめざした諸団体・グループのネットワークづくりを進めます。 | 人権推進課            |

#### ② 防災・防犯の推進

男女共同参画の視点から地域における防災・防犯の取組を推進します。

| No. | 施策の内容                                                                      | 関係課                     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1   | 男女のニーズの違いに配慮した防災計画の作成、防災に関する政策・方針の立案および決定の場に女性の参画を促進します。                   | 危機管理課                   |
| 2   | 避難所運営における性別によるニーズの違いに配慮し、防災備蓄や避難所において、女性や子どもに必要な物品の備蓄を充実させるとともに、その拡充を図ります。 | 危機管理課                   |
| 3   | 地域全体での防災力を高めることを目的として地域で実施されている自主防災活動への女性の参画を推進します。                        | 危機管理課                   |
| 4   | 地域ぐるみの防犯活動を強化し、防犯パトロールを実施するほか、地域住民の安全を確保するため、防犯装置や防犯組織への支援と意識の向上に努めます。     | 学務課<br>社会教育課<br>地域連携支援課 |

## 基本目標Ⅲ

# 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

## (1) あらゆる暴力を許さない社会づくり

### ① 暴力の防止と根絶に向けた啓発の推進

あらゆる暴力は、犯罪であり、人権を著しく侵害するものであるとの認識を深め、その防止と根絶に向け、さまざまな媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。

| No. | 施策の内容                                                    | 関係課                   |
|-----|----------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1   | あらゆる暴力の防止と根絶のため、講座、広報誌、ホームページ等のさまざまな媒体と機会を通じて啓発活動を推進します。 | 人権推進課<br>高齢介護課<br>指導課 |

### ② 相談体制の充実と被害者支援

さまざまな暴力による被害者が相談しやすいよう相談体制を整備するとともに、関係機関と連携し被害者への支援を図ります。

| No. | 施策の内容                                                                                     | 関係課                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1   | DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー等の被害者が相談しやすいよう、相談窓口の体制を整え、関係機関との連携により被害者への支援を図ります。 | 人権推進課<br>子育て支援課<br>指導課<br>健康づくり課 |

## (2) 配偶者等からの暴力（DV）への対策の推進

### ① 早期発見と相談体制の充実

DVを早期に発見し、また被害者が安心して相談できるよう、体制の充実を図ります。  
また男性の被害者および加害者への相談窓口も充実します。

| No. | 施策の内容                                           | 関係課                            |
|-----|-------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1   | 学校や保健・医療機関等と連携してDV被害者の早期発見に努めます。                | 人権推進課<br>子育て支援課<br>指導課<br>関係各課 |
| 2   | 相談窓口の周知と、被害者が安心して相談できるよう相談体制の充実を図ります。           | 人権推進課<br>子育て支援課<br>関係各課        |
| 3   | 被害者の男性等が相談しやすいよう、男性のための相談窓口の充実に努め、広報による周知を行います。 | 人権推進課                          |

### ② 支援体制の強化と被害者の保護

関係機関との連携により、DV被害者の安全確保を強化します。また、関係課・関係機関との連携により、DV被害者の自立に向けた支援に取り組みます。

| No. | 施策の内容                                                          | 関係課                     |
|-----|----------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1   | 被害者の安全を確保するため、警察や大阪府、関係機関との連携を強化します。                           | 人権推進課<br>子育て支援課<br>関係各課 |
| 2   | 被害者が、精神面、経済面、居住面等で安心して自立した生活が送れるよう、関係課および関係機関が連携して自立支援に取り組みます。 | 人権推進課<br>子育て支援課<br>関係各課 |

### (3) ハラスメント防止対策の推進

#### ① 周知啓発と情報提供

セクシュアル・ハラスメントをはじめ、各種のハラスメントは人権侵害であるとの認識を深め、職場や学校、地域等あらゆる場でのハラスメントを防止するための啓発を推進します。

| No. | 施策の内容                                      | 関係課                                 |
|-----|--------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1   | ハラスメントについての理解を深めるため、職員を対象とした研修会や学習会を実施します。 | 人事課<br>学務課                          |
| 2   | ハラスメントに対する認識と理解を深め、防止するために啓発活動を推進します。      | 産業振興課<br>人事課<br>学務課<br>指導課<br>人権推進課 |
| 3   | ハラスメントに関する市および関係機関の相談窓口の周知と情報提供に努めます。      | 人事課<br>学務課<br>指導課<br>人権推進課          |

## (4) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

### ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発

各種媒体を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について理解を深めるための情報発信に努めるとともに、思春期における心とからだ、妊娠・出産等に対する相談や支援サービスの充実を図ります。

| No. | 施策の内容                                                                                 | 関係課   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解を深めるため情報を発信するほか、支援サービスや相談窓口についての情報提供を行います。                     | 人権推進課 |
| 2   | 男女の身体の違いなどについての学習を充実し、全小中学校にスクールカウンセラーを配置することで、思春期の性や心とからだに関する問題について相談・助言できる体制を充実します。 | 指導課   |
| 3   | 地域の公共施設や医療機関を対象に情報発信を行うほか、相談窓口の周知に努めます。                                               | 人権推進課 |
| 4   | 保健体育等の授業を通じ、男女の身体の違いを学び、異性を尊重する教育を実施します。                                              | 指導課   |

### ② 女性の健康支援

生涯を通じて女性が健康を保持・増進していけるよう、健康づくりや健康診査をはじめとする各種の対策の充実を図ります。

| No. | 施策の内容                                                                                                         | 関係課                |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1   | 安心して妊娠・出産・子育てができるように、各種健康診査・伴走型相談支援の面談、家庭訪問、電話等による保健指導などの母子保健サービスや養育支援訪問・子育て世帯訪問支援事業などを実施し支援を行います。            | こども家庭安心課<br>子育て支援課 |
| 2   | 乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症など、ライフステージに応じて発生する病気の予防を目的に、女性が生涯において健康に過ごすためのセルフチェックなどを含む健康教育や保健指導を展開し、検診や受診勧奨を含む情報発信を実施します。 | 健康づくり課             |

## 基本目標Ⅳ

### あらゆる場面における男女共同参画の推進

#### (1) 政策・方針の立案および決定の場への女性の参画推進

##### ① 審議会等への女性の参画促進

政策・方針の立案および決定の場へ女性の参画を図るために、審議会等への女性の登用を促進します。

| No. | 施策の内容                                            | 関係課  |
|-----|--------------------------------------------------|------|
| 1   | 政策・方針の立案および決定の場に女性の意見を反映するために、審議会等への女性の登用を促進します。 | 関係各課 |
| 2   | 女性委員が未参画となっている審議会等の解消と女性委員の割合の向上に努めます。           | 関係各課 |

##### ② 女性の管理職・役員等への登用

市職員および教職員の管理職への女性の登用を推進し、また職員に対する研修や学習の機会を充実します。また、事業所や各種団体における方針の立案および決定の場において女性の参画が向上するよう、人材発掘やポジティブ・アクションなどの啓発を推進します。

| No. | 施策の内容                                                 | 関係課            |
|-----|-------------------------------------------------------|----------------|
| 1   | 市職員および教職員の管理職への女性の登用を推進します。                           | 人事課<br>学務課     |
| 2   | 政策・方針の立案および決定の場へ女性の参画を促進するため、職員・教職員に対する研修や学習機会を提供します。 | 人事課<br>学務課     |
| 3   | 商工団体および事業所に対して、ポジティブ・アクションの促進に向けた啓発を行います。             | 産業振興課<br>人権推進課 |
| 4   | 各種団体に対して、方針の立案および決定の場への女性の参画を促進します。(再掲)               | 人権推進課<br>関係各課  |
| 5   | 地域で活躍する女性の人材の発掘と、その育成に努めます。                           | 人権推進課<br>関係各課  |

## (2) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

### ① 困難な問題を抱える女性への支援

女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人に対する相談体制の充実を図り、重層的な支援を行います。

| No. | 施策の内容                                                                                                  | 関係課                                                                       |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 女性相談支援員を配置し、相談体制を整備するほか、女性を対象とした支援窓口を開きます。                                                             | 子育て支援課<br>人権推進課                                                           |
| 2   | DV、経済的困窮、障害、病気、就労困難や虐待等さまざまな困難を抱える人々の相談窓口を充実させるほか、複合化した課題に対して重層的支援を実施します。                              | 福祉総務課<br>障害福祉課<br>人権推進課<br>産業振興課<br>高齢介護課<br>子育て支援課<br>こども家庭安心課<br>健康づくり課 |
| 3   | 子育て中の女性等が多様な働き方を選択できるよう、デジタルスキル習得講座の提供や、働く機会の創出を行うための支援を強化し、職場復帰やキャリアアップをめざす女性を対象とした支援プログラムを展開します。(再掲) | 産業振興課                                                                     |
| 4   | 心身のケアを目的として、女性を対象としたカウンセリング事業を実施します。                                                                   | 人権推進課                                                                     |

### ② その他の困難を抱える人々への支援

経済的に困難な状況にある人や、日本語の読み書きが困難な人などに対して、適切なサービスを提供できるよう、質と量の観点から充実を図ります。

| No. | 施策の内容                                                                                          | 関係課            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1   | 経済的に困難な状況にある人に対して、就労支援や職業訓練、起業支援プログラムなどの情報を提供します。                                              | 産業振興課<br>福祉総務課 |
| 2   | 法的なトラブルや問題を抱えている人々に対し、無料の法律相談サービスを提供し、法律に関する情報を積極的に提供します。また、法的支援に関する啓発活動を行い、利用可能な支援策について周知します。 | 秘書広報課<br>人権推進課 |
| 3   | 日本語の読み書きが困難な人を対象として、日常生活や社会参加の機会を確保できるよう支援します。                                                 | 社会教育課          |

### (3) 女性の活躍推進

#### ① 女性の職業生活における活躍推進

女性活躍推進法に基づく「柏原市における女性の活躍の推進に関する推進計画」として本プランと位置づけ策定します。また、別に本市としての「特定事業主行動計画」を同法に基づき策定します。

| No. | 施策の内容                                                                                                  | 関係課   |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | ジェンダー平等と職業における意識改革の啓発を目的として市民を対象に、ジェンダーバイアスや固定的性別役割分担の見直しに関する市民向けの講座を開催するほか、市ホームページにて特集記事を掲載します。       | 人権推進課 |
| 2   | 「特定事業主行動計画」に基づき、給与の男女差、管理職における女性比率、男性の育休取得状況について年1回調査し、状況の報告を行います。                                     | 人事課   |
| 3   | ハラスメントに関する相談窓口を充実します。                                                                                  | 人事課   |
| 4   | 子育て中の女性等が多様な働き方を選択できるよう、デジタルスキル習得講座の提供や、働く機会の創出を行うための支援を強化し、職場復帰やキャリアアップをめざす女性を対象とした支援プログラムを展開します。(再掲) | 産業振興課 |
| 5   | 女性が能力を伸ばし積極的に社会進出できるような講座や講演会を充実します。                                                                   | 人権推進課 |

#### ② 政策・方針の立案および決定の場への女性の参画推進

働く場での男女共同参画を実現するため、事業主および労働者等に対して、男女雇用機会均等法等の関係法制度の周知を図るとともに、女性の職域拡大への取組を推進します。

| No. | 施策の内容                                                | 関係課  |
|-----|------------------------------------------------------|------|
| 1   | 政策・方針の立案および決定の場に女性の意見を反映するために、審議会等への女性の登用を促進します。(再掲) | 関係各課 |
| 2   | 女性委員が未参画となっている審議会等の解消と女性委員の割合の向上に努めます。(再掲)           | 関係各課 |
| 3   | 女性職員を対象とした、キャリアアップについての職員向け研修を受講する機会を確保します。          | 人事課  |

## 第4章 計画の推進

### I 推進体制

#### (1) 庁内における推進体制

男女共同参画があらゆる分野にわたる課題であることを認識し、本プランを総合的、効果的に推進するため、柏原市男女共同参画社会推進本部の下に、庁内関係各課の一層の連携を図ります。

柏原市立男女共同参画センターを男女共同参画推進の拠点施設とし、男女共同参画に関する学習、啓発、情報の収集・提供や相談体制等のより一層の充実を図るとともに、男女共同参画を推進する市民団体の活動を支援します。

市が実施する男女共同参画に関する施策について意見等があるときは、柏原市男女共同参画審議会および関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応します。

#### (2) 市民、事業者との協働と連携

柏原市男女共同参画推進条例には、市、市民、事業者の責務が盛り込まれています。それぞれの責務を踏まえ、本プランの基本理念と目標を共有し、各施策について積極的に取り組んでいきます。

本プランの推進にあたっては、社会を構成する市民一人ひとりの意識や行動の変革、事業者の積極的な取組等、あらゆる場面での取組が重要です。本プランを総合的・効果的に推進するため、市民、事業者と協働するとともに、相互に連携を図ります。

#### (3) 国、大阪府との連携

本市の男女共同参画の取組は、国際的な動きや、国、大阪府の動きと連動しながら進められてきました。男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、今後とも国からの情報提供に基づき、大阪府やその他の関係機関と連携し施策の推進を図ります。

## 2 進行管理

---

### (1) 進行管理の考え方

本プランに掲げられた各施策・事業の進捗管理について、計画期間の10年に合わせて実施します。

施策の実施状況や目標指標の達成状況について、市民、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される柏原市男女共同参画審議会において、その進行状況を検証・評価し、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、本計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。また、進行管理の内容については、ホームページなどを通じ市民に公表します。

## (2) 施策の指標

| 項 目                          |                                     |                                                                               | 現 状<br>令和5(2023)年) | 目 標<br>(令和15(2033)年) |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------|
| 用語の認知度                       | ジェンダー                               | 女性                                                                            | 90.6%              | 95%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 82.6%              |                      |
|                              | 男女共同参画社会                            | 女性                                                                            | 68.8%              | 85%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 71.7%              |                      |
|                              | ワーク・ライフ・バランス                        | 女性                                                                            | 63.7%              | 75%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 62.7%              |                      |
| 男女平等感<br>(「平等になっている」と思う人の割合) | 家庭生活                                | 女性                                                                            | 29.7%              | 55%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 39.6%              |                      |
|                              | 地域・社会活動への参加                         | 女性                                                                            | 28.9%              | 50%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 41.6%              |                      |
|                              | 職場                                  | 女性                                                                            | 28.7%              | 40%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 30.5%              |                      |
|                              | 社会通念・慣習やしきたり                        | 女性                                                                            | 12.7%              | 30%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 24.8%              |                      |
| 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担について | 肯定する人の割合                            | 女性                                                                            | 20.6%              | 15%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 33.5%              | 25%                  |
| D<br>V<br>について               | 各項目のうち、半数以上の項目に「暴力にあたると思う」と回答した人の割合 | 身体的DV<br>①なぐるける<br>②なぐるふりをしたり、刃物を突きつけておどす<br>③物を投げる                           |                    | 80%                  |
|                              |                                     | 女性                                                                            | 69.3%              |                      |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 64.4%              |                      |
|                              |                                     | 精神的DV<br>④大声でどなる<br>⑤長期間無視をする<br>⑥暴言をあびせる<br>⑦交友関係や行動を細かく監視し、制限する<br>⑧外出を制限する |                    | 70%                  |
|                              |                                     | 女性                                                                            | 54.3%              |                      |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 37.6%              |                      |
|                              |                                     | 経済的DV<br>⑨生活費を渡さない<br>⑩働くことを妨害する                                              |                    | 70%                  |
|                              |                                     | 女性                                                                            | 59.4%              |                      |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 45.3%              |                      |
|                              |                                     | 性的DV<br>⑪嫌がっているのに性的な行為を強要する<br>⑫無理やり性的な映像や画像を見せる                              |                    | 80%                  |
|                              |                                     | 女性                                                                            | 66.8%              |                      |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 57.0%              |                      |
| DVの後「相談するほどのことではないと思った」人の割合  |                                     | 女性                                                                            | 61.5%              | 50%                  |
|                              |                                     | 男性                                                                            | 86.3%              |                      |

## &lt; 1年ごとの調査 &gt;

| 項 目                     |     | 現状<br>(令和6(2024)年) | 目標<br>(令和16(2034)年) |
|-------------------------|-----|--------------------|---------------------|
| 審議会等の女性委員の割合            |     | 24%                | 35%                 |
| 女性委員のいない審議会の数           |     | 5                  | 0                   |
| 市職員の管理職(課長級以上)における女性の割合 |     | 20.4%              | 40%                 |
| 教職員の管理職(校長)における女性の割合    | 小学校 | 40%                | 50%                 |
|                         | 中学校 | 0%                 | 15%                 |
| 区長における女性の割合             |     | 1.7%               | 10%                 |

## 参考資料

### I 用語の解説

#### ■ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。

#### ■ ジェンダー

生物学的な性の違い(セックス/sex)に対して、社会通念や慣習の中で社会的・文化的に作り上げられた性差をいいます。「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方はジェンダーによるものです。

#### ■ ストーカー

ストーカー行為とは、つきまとい、面会や交際の要求、電話、メール、ファクシミリの送信、性的ないやがらせなど、相手に不安感を与えるような行為を反復して行うことをいいます。平成12(2000)年11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されたことによって、被害者からの相談があれば警察は警告を、従わない場合は都道府県公安委員会が禁止命令を出せます。また、裁判でストーカー行為と認められれば罰則が適用されます。新たな手口に対応するため、令和3(2021)年に法律が改正され、GPS機器を用いた位置情報の無断取得や、一時滞在先でのつきまとい行為も規制対象となりました。

#### ■ 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、男性・女性の性別を理由として役割を決めつける考え方をいいます。

#### ■ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手方の意に反したり、また、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な性質の言動をいい、それにより勉学・課外活動・研究・就労を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって環境を著しく悪化させることを意味します。セクシュアル・ハラスメントは男性から女性に対してなされる場合が最も多いが、女性から男性への場合、あるいは同性間でも問題となります。

#### ■ ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別、年齢、国籍等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会の事をダイバーシティ社会といいます。

## ■ DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的・経済的な暴力なども含まれます。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」とよんでいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13(2001)年施行）の平成26(2014)年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に適用対象が拡大されました。また、令和元(2019)年の改正では児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

## ■ パワー・ハラスメント（パワハラ）

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。令和2(2020)年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワー・ハラスメント対策が大企業に義務付けられました（中小企業は令和4(2022)年から）。

## ■ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定しています。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となります。

## ■ メディア・リテラシー

メディア情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力や、メディアを通じ適切に選択し発信する複合的な能力を意味します。メディア情報をうのみにしないで正確に解読する能力が求められています。

### ■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)

リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、平成6(1994)年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にある事を指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツは「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

### ■ ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現する社会」と定義されています。

## 2 関連法令等

### 男女共同参画社会基本法

公布：平成11年6月23日法律第78号  
 施行：平成11年6月23日  
 改正：平成11年7月16日法律第102号  
 施行：平成13年1月6日  
 改正：平成11年12月22日法律第160号  
 施行：平成13年1月6日

#### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、

かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会に

おける活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期

的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう

に努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）  
第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が

任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

- 第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。

この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布：平成13年4月13日法律第31号  
 施行：平成13年10月13日  
 改正：平成16年6月2日法律第64号  
 施行：平成16年12月2日  
 改正：平成19年7月11日法律第113号  
 施行：平成20年1月11日  
 改正：平成25年7月3日法律第72号  
 施行：平成26年1月3日  
 改正：平成26年4月23日法律第28号  
 施行：平成27年4月1日  
 改正：令和元年6月19日法律第46号  
 施行：令和2年4月1日  
 改正：令和5年5月12日法律第30号  
 施行：令和6年4月1日

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

#### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

##### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被

害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
    - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
    - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等

に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及

び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通

- 信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を

特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる

地を管轄する地方裁判所にもすることができ

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が

立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第

四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達

又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている

保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と

共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女

性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（略）

## 第六章 罰則

第二十九條 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 柏原市男女共同参画推進条例

平成18年12月25日

条例第52号

男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現することは、私たち柏原市民にとっても共通の願いである。

柏原市は、これまで、積極的に男女平等の推進に取り組んできており、平成17年3月には「かしわら男女共同参画プラン」を策定し、市民とともに男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきたが、真の男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。

こうした状況を踏まえ、柏原のまちに関わるすべての男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、家庭・地域・学校や職場などあらゆる分野において参画できるよう、市、市民、事業者、そしてあらゆる分野の教育に携わる者が一体となって取り組むことが重要である。

ここに、柏原市は、将来に向けて、国際社会における動向と連動しながら男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民（市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。以下同じ。）及び事業者（市内に事業所を置く事業者及びその他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- （4）ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）その他これに準ずる親しい関係にある者又はかつて配偶者であった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為その他の苦痛を与える行為をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別によって直接的であると間接的であるとを問わず差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- （2）性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- （3）男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （4）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、その他の活動と両立できるようにすること。

(5) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画できる機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境の整備に努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であると間接的であるとを問わず性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力的行為を助長する表現及び人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第18条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する調査研究の成果を公表するものとする。

(啓発)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、啓発の向上に努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第13条 市は、教育及び学習を通じて市民等が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等が行う活動への支援)

第14条 市は、市民等が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該活動について必要な措置を講じるものとする。

（推進体制の整備）

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（意見、提案等の取扱）

第16条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は市が実施するその他の施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、市長に対し意見、提案等を申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、必要な措置を講じるものとする。

（相談への対応）

第17条 市長は、市民等から性別による差別的取扱い等の相談を受けたときは、他の関係機関との連携を図るなど適切かつ迅速に対応するものとする。

（審議会）

第18条 本市に、男女共同参画の推進施策に関する重要事項について意見を聴くため、柏原市男女共同参画審議会を置く。

2 柏原市男女共同参画審議会の組織及び運営については、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 策定体制

#### 柏原市男女共同参画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

|     | 氏 名    | 所属団体等                        |
|-----|--------|------------------------------|
| 会長  | 高橋 登   | 大阪教育大学教授                     |
| 副会長 | 久保 優   | 柏原市教育委員会（校園長会）               |
|     | 布川 孝子  | 元帝塚山学院大学講師                   |
|     | 益倉 信廣  | 柏原市人権協会                      |
|     | 山本 美智子 | 柏原市商工会                       |
|     | 楠 敏幸   | 柏原市労働組合協議会（令和7(2025)年2月6日まで） |
|     | 原田 正太郎 | 柏原市労働組合協議会（令和7(2025)年2月7日より） |
|     | 酒本 順次  | 柏原市身体障害者福社会                  |
|     | 川本 町子  | 東大阪人権擁護委員協議会柏原地区             |
|     | 日下部 実子 | 公募委員                         |
|     | 芝野 節子  | 公募委員                         |

## 第4期 かしわら男女共同参画プラン

令和7(2025)年3月発行

柏原市 市民部 人権推進課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

電話：072-972-1501（代表）

FAX：072-972-2131



